

「部分供給に関する指針（改正案）」に寄せられた意見に対する見解

※御意見の全体像が分かるように代表的なご意見を抽出し、整理しています。

※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。

※基本的に、いただいたご意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

通し番号	意見内容	見解
1	電気料金が高騰してからかなりの新電力が撤退したこと、電気料金が自由化以前の価格水準になっていることを鑑みると電力業界は自由化以前の寡占市場に戻ったと感じています。この意見は旧一般電気事業者を利する見直しであり通電型部分供給を利用している新電力に不利な内容だと感じます。この見直しを実施されますとますます旧一般電気事業者の寡占が進み電力自由化が機能せずその影響が需要家に及ぶことになるかと思えます。現に旧一般電気事業者の最近の営業は高圧的になってきており「今後電力契約を新電力に換えた場合は二度と契約しない」といった言葉で需要家に迫ってこられたとの相談を受けることがあります。このことから対抗できる新電力がなければ寡占市場に戻り需要家にとって不利益となると予想されます。現在のような新電力でとって厳しい状況でさらに厳しくなるような見直しはすべきではないと考えます。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置によって小売電気市場の寡占化が進むとは考えておりません。 なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
2	現在通電型部分供給での切り替えを検討している。 横切り型部分供給ではメリットのある提案を受けることが難しく、通電型では削減メリットの提案を受けている状況である。 ただ、廃止となれば将来的な観点からせっかくメリットのある提案を受けているが断念せざるを得ない。 そうなった場合、補助金もなく状況下で、かなりの痛手となる。 電気料金の削減は企業としての大きなウエイトを占めているので、通電型部分供給は残していただきたい。	部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
3	一部の小売電気事業者が通電型部分供給を悪用している事情は理解したが、一律に通電型部分供給を新規受付停止及び廃止することはオフサイトPPA（フィジカルPPA：以下PPA）に影響があるため反対である。 追加性のある再エネ電力を調達する方法として、PPAは電力調達コストの安定化が期待できる点で有力である。 一般的にPPAは20年程度の長期契約になるが、契約実績の大半は太陽光発電所を対象とした契約で占められていると想定される。 部分供給が廃止された場合には、PPA部分以外の電力も同一の小売電気事業者としか契約できなくなり、小売電気事業者1社と全量供給での長期契約が強いられることになる。 旧一般電気事業者の小売シェアが高い状況、近年の電力市場価格高騰で新電力撤退が相次いだ状況等を踏まえると、PPAを希望する需要家は旧一般電気事業者との契約を優先せざるを得なくなる可能性も高い。 実際の契約実態について広く需要家の声を聞いたうえで、部分供給の見直しについては慎重に判断頂きたい。	第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
4	通電型部分供給の新規受付停止は、2社の小売電気事業者からの部分供給のみを対象とした認識で合っているか？ 弊社は需要家として再エネ利用を増やす目的で、太陽光発電所からの電力を自己託送する際に通電型部分供給を利用している。 小売電気事業者は1社としてしか契約していないが、通電型部分供給を利用した契約形態になっているため今回の改正案の対象外であるか確認したい。 同様の手法として、オフサイトPPA（フィジカルPPA）の利用も可能だが、特定の小売電気事業者と数十年に渡り長期契約するリスクを考慮し、自社所有発電所からの自己託送を行っている状況である。 一部の小売電気事業者が通電型部分供給を悪用して恣意的に通告時間帯・通電量を変化させているのは問題であるが、発電量予測によって毎日決まった時間帯に通告を行っている事業者が存在する点も配慮して頂きたい。	自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。
5	旧一般電気事業者に有利に働く。実質、寡占市場に戻ることになる。 事業者にとって電気料金の変動は、事業に大きく影響を及ぼすものであり旧一般電気事業者と対抗できる新電力が無ければいけないと考えています	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置によって小売電気市場の寡占化が進むとは考えておりません。 なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。
6	電気料金の適正な価格競争の観点からみれば迎合できる見直しではないと思います。 近年の電気料金は電力自由化以前より上がっております。 一時期電力会社が大量に倒産し、それをもってか電気料金の価格競争が鈍化しているように感じます。 今回の見直しを実施すれば、新規の新電力会社が参入しにくくなる、既存の新電力会社が不利になるなど、電気料金の価格競争がますます鈍化する気がしてなりません。 適切な電気料金の価格競争が行われて欲しいため、今回の見直しは実施すべきではないと考えます。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置によって価格競争が鈍化するとは考えておりません。 なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。
7	大口需要家の立場から意見を申し上げます。オフサイトPPA（フィジカルPPA）により再エネを調達する場合は、従来通り、通電型部分供給を実施できるようにしていただく存じます。通電型部分供給が活用できない大口需要家にとって再エネ調達の妨げとなります。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものです。 また、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
8	通電型部分供給はオフサイトPPAでも使用されている制度であり、新規受付を停止した場合、オフサイトPPA事業拡大の障壁となり、日本全体の再生可能エネルギーの普及を阻害する結果となるのではないかと危惧します。 また新電力事業者の営業に悪影響を及ぼし電気事業者の寡占化が進み電力料金の高止まりを招き、日本経済の足かせとなるのではないかと危惧します。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置によって小売電気市場の寡占化が進むとは考えておりません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
9	1. 事業者は既存制度の中で知恵を絞る、随時必要な設備投資・システム開発などを行っている ・今回2カ月程度と短期間で制度変更 ・制度変更は、事業者の投資リターンも考慮して行われるべきではないか ・このような短期間で制度変更しては、今度電力分野での新しいチャレンジ、イノベーションが阻害される懸念がある (事業者は急な制度変更を恐れて、投資回収できないのではと萎縮してしまう) 2. 通電型部分供給は、市場高騰リスクを抑えながら越境越境間余剰再エネ活用を可能とする面があると理解している ・上げDRによって脱炭素社会実現・再エネ導入拡大にもつながる ・通電型部分供給のような制度無しに上記を実現するには、短期取引（月・週・日）の活性化が必須だが、現状は、中小規模の新電力が短期で市場高騰リスク対策を打てる環境が整っているとは言い難い ・短期取引は、相対よりも先物の方が流動性が増しているが、これは外資系の参入によるところが大きく、決して内外無差別取引が進展しているからとは言えないのでは ・さらに、電力先物は、事務処理・会計処理の複雑さ、ヘッジ会計が実質的に使えないことなどから、中小新電力にはハードルが高い ・上記環境整備を進めることなく制度変更しては、脱炭素社会実現に向けて知恵を絞っている中小新電力の意欲・競争力を大きく阻害してしまう 上記1. 2. の観点から、本指針改正案が国益にかなうものか疑問が大きく、是非再考頂きたい。 少なくとも上記の2点について、通電型部分供給を行っている事業者へのヒアリングを実施いただき、再度委員会でご審議いただきたい。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置が規模の大きな事業者を優遇しているとの御指摘には当たりません。 また、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
10	小売電気事業者は増えたものの、競争や燃料費の高騰などにより、規模の小さな事業者の撤退などが進んでいます。 今回の部分供給見直しについてはオフサイトPPAなどを導入しようとする比較的規模の小さな事業者にとっては不利であり、規模の大きな事業者（みなし小売電気事業者）を優遇しているようにも受け取られます。 エネルギー供給については原発の稼働、化石エネルギーの調達、自然エネルギーの利用（太陽光・風力等の増設、出力制御）も含め、先行きが見通せない状況が続いており、選択肢を狭めることについては時期尚早ではないかと考えます。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置が規模の大きな事業者を優遇しているとの御指摘には当たりません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
11	「部分供給に関する指針」新旧対照表の1ページ目、改定後に記載のある「通告時間の見直し（スポット市場の入札期限よりも前、例えば、常時バックアップと同様に前日午前9時とするなど）」とありますが、わざわざ9時に時間を変更する意味が理解できません。前日午前9時となると、市場が動き出す前の時間帯となり、事実上、前々日の市場や電力需給状況に基づく通告内容判断となるため精度が悪く予想されます。このことは制度の運用上、メリットよりもデメリットのほうが大きいと考えられます。	通告時間の見直しは、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置が規模の大きな事業者を優遇しているとの御指摘には当たりません。 また、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
12	太陽光発電は変動電源であり特にフィジカルPPA契約の場合には需要家の必要電力の要求に合わせるために通電型部分供給は必要であると思料します。 今後検討されている部分供給に関する制度改正が、一部新電力事業者による卸電力市場の約定価格を利用した制度の適用に対処することを目的としているのであれば、制度適用には当たらない再エネのオフサイトPPAを背景とした部分供給は、引き続き許容されるべきではないでしょうか。国民負担に依らない安価な再エネ電源の普及のために、慎重な御議論がなされることを望みます。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
13	ウクライナ以降の電力市場の高騰のなか、新電力会社の電力調達と運営は厳しい状況下であり、全量供給のプランでは競争力のある提案が出ていない。通電型部分供給であればメリットも出せることから提案がある。そのため、電力の恩恵を受ける需要家から見た場合、通電型部分供給の停止は、電力の選択の自由と経済的な選択の幅を大きく阻害するものであり、その制度の停止を何卒、回避してほしい。	部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
14	カーボンニュートラル達成に向けた取り組みの中、太陽光発電のオフサイトPPAにとっては、通電型部分供給の制度は重要、かつ、必要なスキームである。環境価値を含めた選択的な電力の調達になるためである。いま国をあげてカーボンニュートラルに向けて取り組みもしている中で、再生可能エネルギーの成長は必須であり、通電型部分供給の制度を、このタイミングで停止することは理解できない。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
15	<通電型部分供給契約の新規受付停止について> 1. 当初目的として運用ようになっていくかもしれないが、大口需要家にとって割引が適用されなくなった現在、如何に安価に調達するかが課題になっている。原価が推定されていた頃に、旧一般電気事業者は自家発電設備を条件に割引を提示していた。その後、国（民意？）としての方針変更（原価縮小）により旧一般の経営が悪化、国内の大口需要家は割引条件が割奪されている状況。当時と比べて料金単価は2倍以上となり、物価上昇を差し引いても大きな負担を強いられている。特に素材産業では価格転嫁にも限度があるため、如何に安価な調達をするかが課題となっている中で、この変更は厳しい。 2. そもそも発電能力の低い新電力から調達するにもメリットが低く、唯一運用でコストダウンできる制度がなくなることで、旧一般の優位性のみが際立っていると感ずる。 電力市場自由化は、一般家庭のみ恩恵を受けている。 3. コストの高い電力で生産された製品は競争力が低く国外企業に対して優位性が低い。高付加価値製品ならともかく、素材・原料分野においては価格競争力が低くなっている。 4. そもそも、市場価格が安価な際に入札することが悪いことなのか？ 出力調整は火力なので従って高い上、現在のデマンドコントロールと天候予想があれば十分対応できると考える。蓄電池設備が網羅されてくれば必然的に市場価格も上昇するため、通電型部分供給自体が減少していく（現状のままでも問題ないのでは） 5. 再エネ賦課金や市場価格調整費、容量拠出金等、需要家側の負担金は増加の一途を辿り、国内生産をメインとする企業に対しては仕打ちが厳しい。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものです。 なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
16	・多くの自己託送事業者は、「部分供給に関する指針」における部分供給形態に準じて、小売電気事業者といわゆる“部分供給”契約を締結しています※1。 ・今回の改正により、自己託送においても、「通電型」の“部分供給”契約を締結できなくなるのでしょうか。 ※1. 出典：自己託送に係る手続きについて（東電電力パワーグリッド株式会社）のP13 <a href="https://www.tepcoco.jp/proc/consignment/retailservice/pdf/jikotakusou_r20230803.pdf">https://www.tepcoco.jp/proc/consignment/retailservice/pdf/jikotakusou_r20230803.pdf</a>	自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。

17	<p>脱炭素社会実現に向けた取組のひとつとして自己託送があるが、その取組を実現するためには「自己託送事業者の通告による自己託送」と「他の小売電気事業者による部分供給」がセットとなって1需要場所に電力供給することになるのが通常であると認識している。</p> <p>今回の指針改定は「旧一般電気事業者が通告値によるベース供給を行い、残り部分を他の小売電気事業者が通告型部分供給を行うこと」は今後禁止されることが定められているものの、上記の自己託送時の「自己託送と他の小売電気事業者による部分供給がセットとなった電力供給の取組」については今回の改定は影響しないものと考えているが、それらの扱いが不明瞭とならないよう、それを許可することについても、何らかの資料で明記するようお願いしたい。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりませんが、いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>令和6年3月29日に開催された総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会第72回電力・ガス基本政策小委員会の「部分供給の見直しについて」では、通告型部分供給を廃止した場合でもオフサイトPPAが受け皿となり再エネの直接調達が可能という見解が示されておりましたが、以下2ケースにおいて既存の通告型部分供給をどのように代替するかの見解を示して頂きたい。</p> <p>自己保有の再エネ発電設備を元自己託送で一部電力を供給し、不足分を負荷追従にて供給を受けたいケース。</p> <p>オフサイトPPA(フィジカル)で再エネ発電設備から供給を受けるケースで、不足分を供給する小売電気事業者と、オフサイトPPAを仲介する小売電気事業者が異なる場合。</p> <p>いずれの場合も再エネの予測誤差縮小のために通告型で部分供給が有効と考えます。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。</p> <p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されている(御指摘の「オフサイトPPAを仲介する小売電気事業者」が不足分を供給することは可能)もの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
19	<p>部分供給自体を廃止に向けた制度検討を進める可能性に言及されておりますが、現在、弊社では横切り型部分供給を活用し、一定のコスト競争力のある契約になっていると認識しており、万一廃止になることを想定すると、既存の契約の枠組みを大きく変換する形となり、弊社は今までの事業活動で得たスキームが元の旧一電1社体制に戻らざるを得ない状況に追い込まれる可能性があります。</p> <p>すでに確立済みの契約・スキームについては、制度廃止に対して反対したいと考えており、横切り型部分供給の適切な運用に関しては継続していただきたい旨、コメントさせていただきたいと思っております。</p> <p>弊社は電力の使用量については年間5,000GWhを超える大電力消費法人となっております。弊社は電力自由化以来、地元の旧一電からの供給にすべてを依存せず、複数の電力小売会社と契約を結んでおり、電力自由化の主旨に従って、コスト競争により電力費用の最適化を図ってきている。例えば、弊社A工場では3つの変電所があり、第一変電所の契約はX電力に、第二第三変電所の契約はY電力と契約してコストの比較を行っている。B工場では、Z電力1社体制であったが、発電所を有する新電力から電力供給契約を行い、横切り型の部分供給を受け始めている段階であります。B工場のある東北地方の電力サプライヤーという観点では多くの選択肢があるわけではなく、この部分供給によって、電力コストの自由競争のメリットを享受している。</p> <p>この点において横切り型部分供給で、ベースと負荷追従の2社による運用は事業活動にメリット大きく、制度としては継続いただきたい。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているもの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
20	<p>(改正案)【新旧対照表】部分供給に関する指針 P1</p> <p>2.部分供給のパターン</p> <p>部分供給については、(中略) (通告型部分供給)については、部分供給として実施することはできない。</p> <p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JEPXの価格が安い時間帯は、新電力から全量を供給する通告を行い、</li> <li>・JEPXの価格が高い時間帯は、みなし小売電気事業者に全量供給を求める通告</li> </ul> <p>上記スキームが制度趣旨にそぐわない活用にあたる事は理解する。</p> <p>一方で、需要家としてはこのスキームにより低廉な電力が提供されるのであれば利益を享受出来る事から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みなし小売からの供給電力下限</li> <li>・新電力通告電力下限</li> <li>・一定期間(週、月)におけるベース供給事業者のシェア下限</li> </ul> <p>上記制約を設ける事で、制度の悪用を回避、かつ需要家は引き続き利益を享受可能となるのではないかと。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているもの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
21	<p>部分供給を活用する新電力が限定的であることを踏まえれば、部分供給は「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えることが適当ではないか。とあるが、部分供給を用いた新たな電力供給スキームが存在する事も事実としてある。なお、この場合において、みなし小売電気事業者には何らマイナスに影響を与える事なく運用可能なスキームも存在する。単にみなし小売電気事業者に対する対応を求める事を改め、双方合意の上で行う部分供給については今後も継続するべきではないかと。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているもの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
22	<p>1.JEPXの価格が安い時間帯は、新電力から全量を供給する通告を行い、</p> <p>2.JEPXの価格が高い時間帯は、みなし小売電気事業者に全量供給を求める通告</p> <p>上記スキームが制度趣旨にそぐわない活用にあたる事は理解する。</p> <p>一方で、例えば自家発電所を保有する事業者が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家発+みなし小売電気事業者</li> <li>・新電力+みなし小売電気事業者</li> </ul> <p>上記形態で電力調達を行っている需要家において(前提として自家発電値&lt;みなし小売電気事業者単価)</p> <p>1.JEPXの価格が自家発対比で安い時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→自家発電容量分を新電力から供給する通告、自家発電稼働なし</li> </ul> <p>2.JEPXの価格が自家発対比で高い時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→自家発電稼働により新電力から供給を行わない通告</li> </ul> <p>上記スキームにおいては、みなし小売の供給電力に影響を与える事なく、かつ電力の有効な活用を行う事が可能となる。こういった事業を志向している事業者も複数存在する事から、見直しについて再考いただきたい。</p>	<p>今回の指針の改定は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているもの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
23	<p>第72回 電力・ガス基本政策小委員会資料8頁に足元状況から部分供給は「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたとあるが、新規参入の事業者における電源調達のハードルはまだ高いと考える。事業開始より時限措置を設け(例:3年)その間は本見直しの内容については適用しない等措置を設けるべきではないかと。</p>	<p>今回の指針の改定は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。</p> <p>第72回電力・ガス基本政策小委員会において上記の方針が示されて以降、改正後の指針の施行までには約3ヶ月の期間があり、一定の経過措置期間が設けられております。</p>
24	<p>部分供給を活用する新電力が限定的であることを、踏まえれば、部分供給は「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えることが適当ではないか。とあるが、部分供給を活用して事業継続を模索している企業もあることも理解いただき、部分供給の見直しについて再考いただきたい。</p> <p>「複数のエリアにおいて、部分供給の趣旨にそぐわない活用が疑われる事例を確認」とあるが、対象となったエリア外の新電力で、事業計画を立てて小売電気事業者申請している事業者に対しては条件付での経過措置があっても良いのではないかと。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力のアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているもの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p> <p>今回の指針の改定は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。</p> <p>第72回電力・ガス基本政策小委員会において上記の方針が示されて以降、改正後の指針の施行までには約3ヶ月の期間があり、一定の経過措置期間が設けられております。</p>
25	<p>第72回電力・ガス基本政策小委員会資料4 7頁に記載の多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施しているとあるが、実際には市場が低位安定すれば市場全量供給が増えるのは当然の事であり、それによって部分供給の活用件数も低下したのではないかと。現状2021,2022年の様な市場価格が高騰した局面を需要家が想起、2022年以後伸び悩んでいる高圧・特高需要家に関し、厳しい環境にある新電力の事業環境を整備する意味合いでも今こそ部分供給を利活用するべきではないかと(実際に2023年度より件数は増方向にある。またみなし小売を含めた部分供給スキームは需要家としても安心感があるのでは)</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているもの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
26	<p>自己託送における通告型部分供給に関しても申請できなくなるのでしょうか。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。</p>
27	<p>5/8の電力・ガス基本政策小委員会にて部分供給の代替制度を検討すると説明がされていますが、本バパコメの改正と代替制度の適用は同じタイミングで行い、制度の空白期間ができないようにしていただきたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
28	<p>&lt;1&gt;</p> <p>該当箇所</p> <p>2. 部分供給のパターン</p> <p>意見内容</p> <p>改定前のパターン2 (通告型部分供給)を削らず、3パターンを継続する。</p> <p>&lt;2&gt;</p> <p>該当箇所</p> <p>3. 具体的な実施方法 (4) 負荷追従供給者への部分供給電力量の事前通知</p> <p>意見内容</p> <p>「パターン2 (通告型部分供給)については、あらかじめ契約において定められた値の範囲においてベース供給者からの通告値により負荷追従供給を行う供給電力量が決まるため、需要家からの事前通知は必要とし、供給者相互での確認を行うものとする。ただし、事前の通知方法については、需要家の負担軽減のため、ベース供給者等による代行を認めるなどの運用も考えられる。なお、通知の内容やタイミング等については、一般送配電事業者の託送供給等約款を参考とする。ただし、通告時間はスポット市場の入札期限よりも前、例えば、常時バックアップと同様に前日午前9時とするなど、新電力が実務的に対応可能な範囲において、ベース供給を行う小売電気事業者と負荷追従供給を行う小売電気事業者等の合意の下で設定することが望ましい。」とする。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりませんが、いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p> <p>今回の指針の改定は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているもの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
29	<p>・該当箇所</p> <p>P1 (該当部下線部を記載)</p> <p>2. 部分供給のパターン・部分供給については、以下の2パターンが考えられる(別紙1参照)。なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者(又は他の小売電気事業者)が通告値によるベース供給を行い、他の小売電気事業者(又は区域において一般電気事業者であった小売電気事業者)が当該ベース供給(通告値によるもの)を除いた負荷追従供給を行う供給形態(通告型部分供給)については、部分供給として実施することはできない。</p> <p>・意見内容</p> <p>1. 小売電気事業者が通告型部分供給を実施することができないとしているが、自己託送など小売電気事業者以外の者が通告型部分供給を行うことが読みとれる内容(詳細は2.)としていただきたい。</p> <p>2. 修正例(下線部): 他の小売電気事業者が当該ベース供給を除いた負荷追従供給を行う供給形態に限っては、部分供給として実施することはできない。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりませんが、いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>

28	<p>・該当箇所 P1（該当部下線部を記載） 2. 部分供給のパターン &lt;中略&gt; ただし、令和6年6月15日より前に、一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、<u>通告型部分供給が実施されている需要場所</u>（通告型部分供給の実施にあたり、新規に接続供給契約を締結する場合には当該接続供給契約の申込みが完了している需要場所を、既存の接続供給契約を変更し需要場所を追加する場合には当該変更の申込みが完了している需要場所を含む。）については、<u>当面の間、引き続き通告型部分供給を実施することができるが、当該契約等の更新時等の新電力の事業運営に過度な負担とならないタイミング</u>で、<u>通告時間の見直し（スポット市場の入札期限よりも前、例えば、常時バックアップと同様に前日午前9時とするなど、新電力が実務的に対応可能な範囲において、ベース供給を行う小売電気事業者と負荷追従供給を行う小売電気事業者等の合意の下で設定されることが考えられる。）</u>を行うことが望ましい。 ・意見内容 1. 通告型部分供給はすでに契約済の事業者は当面の間、継続することを認めている。しかし、自家発補給契約の運用に係わる指針に従い、顧客ニーズに応じた自家発補給契約を別契約化する事案については引き続き、通告型部分供給を認めるべきである。 2. 修正例（下線部）：<u>通告型部分供給が実施されている需要場所（中略）については、当面の間、引き続き通告型部分供給を実施することができるものとする。また、自家発補給契約の運用に係わる指針に従い、自家発補給契約を別契約化する場合においても通告型部分供給を可能とする。しかし、当該契約等の更新時等の新電力の事業運営に&lt;中略&gt;を行うことが望ましい。</u></p>	自家発補給契約の運用等については、「自家発補給契約に係る運用の指針」に規定されており、部分供給には当たりません。
29	<p>部分供給の終了・廃止要件を記載してはどうか。 ベース電源や夜間に活用できる電源へのアクセス機会はJPEXや常時BU、BL市場や相対契約など多様な市場で確保されている。 また、複数の制度で一つの目的（ベース電源や夜間に活用できる電源が不足への対応）への手当てをすることは、現在の複雑な電力制度にも通じている。 なるべくシンプルな制度設計にすることが、電力事業者の業務を効率化させ、業務コストや監視コストを引き下げ、需要家負担の軽減につながる。 これらの観点から、部分供給の受付停止ではなく、廃止を行うことが妥当ではないか。 そのため部分供給に関する指針については、部分供給の継続要件を記載するだけでなく、部分供給の制度的終了時期又は終了できる条件を記載すべき。</p>	いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
30	常時BUのように、ベース電源や夜間に活用できる電源へのアクセス機会が確保されたエリアでは、部分供給を受け付ける必要がない、という事を検討してはどうか。	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。 その上で、今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。</p>
31	リアルタイム市場と言われる需給調整市場も、ようやく2024年4月から全商品開始される状況になったところ、フレキシブルに対応出来る市場を整えた矢先に通告型部分供給を廃止すべきでなく、経過措置の位置づけも途中で意味合いが変わっていることにも配慮すべき。	今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものです。
32	<p>需要家によっては既存の小売電気事業者（A）から電力需給契約を中途解約できないか、他の事業者の再生エネルギーからのオフサイトPPA契約を望むケースもある。 この場合、PPA事業者は再生エネルギーから需要家に供給するため、他の小売電気事業者（B）を介して供給せざるをえないケースが想定される。 上記契約には2の小売電気事業者（A、B）から1の需要家に共有することになるため、この度の部分供給の一部見直しによって通告型に該当すると思料される。 しかしながら、需要家にとっては、従来の小売電気事業者（A）からの電力需給契約を中途解約できない事情のなか、特定した再生エネルギーより購入するため他の事業者を選択せざるをえない状況（例えば小売電気事業者Aとの長期契約、AがPPA事業を実施できないなど）は通常発生する事例と思料 そのため、需要家の事業者選択の自由と再生エネルギー開発を推進するためにも、2の小売電気事業者が1の需要家に供給する電源、契約は、特定された再生エネルギーを介するPPA契約であることを条件に通告型の緩和要件として継続してはどうかと思う。</p>	第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。
33	通告型部分供給については、令和6年6月15日以降は、部分供給のパターンから除外されているが、これは、あくまでも当面の対策として、旧一般電気事業者に義務的対応を求めものとして措置された部分供給の廃止であって、小売電気事業者の任意によって行う部分供給については、認めるべき。	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
34	<p>現状の部分供給の指針による通告型による複数社による供給の仕組みは、自己託送とそれを補完する小売供給、再生（フィジカル型）とそれを補完する小売供給など、需要家が自身で電源を選び調達する仕組みに役立っていると考えられる。 この複数社による供給の仕組みは引き続き活用すべきであり、部分供給の指針でいう新電力+旧一電という形にとらわれず、新電力+新電力、自己託送+新電力など、需要家の自由な選択を実現する形に見直すことが望ましいのではないかと。 また当該見直しに関して、需要者の取り組みを継続的に促すためにもなるべく早期に行うべきであること、新電力など事業者にとって（現状の部分供給の仕組み以上に）煩雑とならないルールとすることなども検討いただきたい。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。 なお、自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。 いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>自己託送における通告型部分供給も受付を停止するのでしょうか。 自己託送において通告型部分供給は多くのケースで利用されていると思われ、通告型部分供給を廃止するということは自己託送を実質的に廃止するに等しいと考えます。 自己託送を廃止する議論を十分に行わないまま、自己託送における通告型部分供給を廃止することはあまりにも拙速で乱暴だと考えます。</p>	自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。
36	<p>今後の再生エ、太陽光発電の普及は必須で、その制度としての通告型部分供給は今後も必要な制度であり、純粋に再生エ(特に太陽光発電)電力を供給することを目的とする小売事業者にとっては、本制度が停止されると現状では事業が立ち行かなくなると共に、太陽光発電の普及拡大に影響を与えます。 純粋に再生エ拡大、再生エネルギー供給(特に太陽光発電を主とする)を目指す小売電気事業者にとって、通告型部分供給の停止は、再生エによる全量供給への対応検討が必要となり、太陽光発電稼働時間以外の再生エ確保、旧一電との協議など高いハードルがあると共に、長期に亘る協議検討期間を要することになります。 とは言え、通告型部分供給には部分供給以外の電力を別的小売電気事業者に委ね、需要側インバランスをお願いすることも間違いありません。 以上のことから、通告型部分供給に関して何らかの条件を付けることや、3年程度の終了期間を設けるなどを前提に、今後も継続の方向でお願いしたいと思います。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。 第72回電力・ガス基本政策小委員会において上記の指針が示されて以降、改正後の指針の施行までには約3ヶ月の期間があり、一定の経過措置期間が設けられております。その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
37	通告型部分供給はお客様のご要望にお応え出来る重要な供給方法の一つと考えられるため制度を維持していくことを要望する。	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
38	<p>今回、部分供給指針の改訂を企図されており、その背景等については基本政策小委で議論がなされているところであります。 その議論について傍聴させて頂いていますが、通告型部分供給者は「患者のよう」に扱われている点に違和感を感じます。 特に指針制定当時、通告型部分供給は小売事業者の誰もが実施出来る措置として導入された制度であります。需給調整の煩雑さなどから多くの事業者がやられてこなかったものであります。 これを創意工夫により活用した者が、使っていない者からの不平により、一方的に制度の廃止を企図しようとしている審議の進め方に大きな違和感・疑問を持たざるを得ません。 特に、下記について明確な回答を示した上で指針改定に挑むべきと考えており、今回の改定内容は白紙に戻すべきと考えます。 1. 競争環境の整備状況の点検 今回の指針改定案にて、通告型部分供給を排除しようとしていますが、部分供給全体については（指針制定当時）「競争環境が整備されるまでの当面の間」の措置として制定されたものであります。 他方、現時点においても電力単価に内外価格差が存在するなど、競争環境が十分に整備されたとは、とても言えない状況にあると存じます。 このような中、エネルギーは、電力卸の「量」だけが出てきたことで競争環境は整備されたかと判断されるようですが、実際の競争環境は、むしろ単価が極めて大事な要素となります。「当面の措置」と言う言葉尻だけを捉え、指針の改定に挑む姿勢は理解出来ません。今回のパブリックコメントを通じ、まずは指針改定を白紙に戻した上で、何が議論のポイントなのか、指針制定当時と現在の「競争環境の整備」を十二分に検証した上で、指針改定作業の議論を再開して頂きたいと思います。 また、指針の改定に際しては、これに関わる新電力事業者、お客様からも意見を聴取した上で改定指針を提示するのが筋と考えますが、今回の指針改定の見直しはあまりに出過ぎると言わざるを得ません。 2. 今回の通告型部分供給の廃止を見据えた指針の改定案の審議の中で、再生エPPA導入の観点もあり「一事業場2引込み」の実現について早急に検討するとされていますが、今回の指針改定に際してはそれが盛り込まれていません。 これが無ければ審議会の議論と乖離した状態でパブリックコメントを付けていることとなり、何を世に問うているのか？基不明であります。 これについても、新たなルールを提示した上で指針改定、パブリックコメントの実施をすべきと考えます。 以上、大きく二つの観点から、今回の指針改定は全くもって拙速であり、十分な議論・検証が行われず、恣意的な改正に着手しているように捉えられます。 全面的に議論の再整理を行い、再度白紙から論点を整理し、指針改定作業に当たって頂きたいと考えます。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものです。 また、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。 なお、第72回電力・ガス基本政策小委員会においては、本指針の改正について、具体的なスケジュールをお示ししたうえで御議論いただき、制度趣旨にそぐわない活用がなされている点について早急に対処が必要である旨は、同委員会として御質問いただいたといううえ、第74回の同委員会においても、本パブリックコメントを実施している旨を御報告しており、審議会の議論と乖離しているとの御指摘には当たりません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
39	<p>部分供給に関する指針については、部分供給ルールを使って、JEPX価格の安い時間帯のみ電力を販売する事業者をとりしめし、部分供給自身は規制すべきでないと考えます。 これは、国の指針による2050年カーボンニュートラルに向けて、再生エ電力を部分供給で受けた企業、供給したい企業は規制すべきでないと考え、この規制については、国の指針からもずれた規制になると考えます。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
40	<p>現状では、内外無差別卸売がうまく機能しているとはいえない状況である。 旧一般電気事業者の標準メニューの水準に対抗できる新電力は皆無に近い。 市場連動プランでの提案はあるものの、市場高騰時のリスクが需要家に寄せられており、需要家にとっての選択肢は限定的となっている。 新電力事業者が創意工夫した通告型部分供給が、需要家にとっては電気料金削減や出力抑制時の再生エ価値の調達における数少ない解決方法である。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
41	<p>通告型部分供給は、負荷率の高い需要家が電気料金を削減するための手段として活用されてきた側面がある。新規受付を停止することは、こうした高負荷の需要家の電気料金削減の手段を狭めることになると懸念している。「部分供給に関する指針」の改定に当たっては、需要家へもヒアリングを行い、彼らの意見も反映するべきだと考える。 部分供給は卸市場が十分に機能するまでの当面の措置であるが、新電力と旧一般電気事業者の事業環境が公平なものになっているかどうか疑問が残る。部分供給措置を変更するのであれば、大手電力会社が保有する電源へのアクセス状況なども十分に考慮すべきだと考える。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。 なお、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、部分供給は、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p>
42	通告型部分供給については行うことができないとしても、「令和6年6月15日より前に、一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、通告型部分供給が実施されている需要場所（通告型部分供給の実施にあたり、新規に接続供給契約を締結する場合には当該接続供給契約の申込みが完了している需要場所を、既存の接続供給契約を変更し需要場所を追加する場合には当該変更の申込みが完了している需要場所を含む。）については、当面の間、引き続き通告型部分供給を実施することができる」とすることは、既に契約を行っている事業者に対して「本来の制度趣旨を逸脱した制度利用」を認めるといってよろしいでしょうか。	既に通告型部分供給が行われている案件については、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられたことも踏まえ、契約更新等の新電力の事業運営に過度な負担とならないタイミングで、通告時間の見直し（例えば、常時BUと同様に前日午前9時とする）が考えられることが考えられることとしております。

43	<p>通告型部分供給のスキームにより大手電力会社より安価な契約を締結できている。小売電気事業者だけが収益を得ている訳ではなく、需要家の収益にも繋がっていることも配慮すべき。通告型部分供給がなくなれば事業者の割引提案を妨げ、需要家の選択肢減少及び収益の悪化を引き起こす。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p>
44	<p>■意見1 第74回電力・ガス基本政策小委員会資料11 P2に示された通り、需要家が1つの需要場所に2者以上の小売電気事業者から供給を受ける場合の扱いについて、速やかに、かつ前向きな検討を頂きたい。 ■意見2 今回の制度見直し対象は、小売電気事業者が2社の場合の通告型部分供給で、旧一電へ負荷追随電力の供給を義務付けている件名と理解している。自己託送を活用する場合の部分供給は、小売電気事業者が1社だけのため、今回制度見直しの対象外と考えているが、その理解で良いか。 ■意見3 自己託送を活用する場合の部分供給が今回の規制対象となるかどうかを指針に明記頂きたい。 ■意見4 今回の制度見直し対象は、小売電気事業者が2社の場合の通告型部分供給で、旧一電へ負荷追随電力の供給を義務付けている件名と理解している。新電力による単独自家補供給（常用電力を東電EP、自家補を新電力が供給するスキーム）は通告型部分供給ではないため、今回制度見直しの対象外と考えているが、その理解で良いか。 ■意見5 新電力による単独自家補供給が今回の規制対象となるかどうかを指針に明記頂きたい。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追随供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。また、自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たらないため、部分供給に関する指針に明記する必要はあるとは考えておりません。なお、自家補供給については、部分供給には当たらず、今回の制度見直しの対象ではございません。</p>
45	<p>震災後の電力供給に関する経過処置である。JEPXの安い時間帯のみ電力販売する事業者を規制する意図は理解できるが、一方で再生電力を供給する点で、オフサイトPPA普及にブレーキがかかる点を懸念しています。5月8日の委員会が提案された再生エネルギーも視野に入れた新たな制度・ルール、つまり現状の再生エネルギーによる部分供給を担保できる仕組みを早急に検討し、シームレスに施行頂きたい。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追随供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
46	<p>1. (意見の目的: 競争環境の維持促進, 意見の対象: 委員会資料P8) ベース電源や夜間に活用できる電源が不足しているといった新電力の事業実態への配慮について、既に事業基盤が安定した新電力については不要と考えるが、今後AI等新しい技術を活用し、国民生活向上に寄与する、或いは日本国のGX戦略に貢献する意思を持った新電力への成長の芽を摘み取る事はあってはならない。今回の部分供給廃止対象を、十分な契約容量を有する経営基盤の安定した新電力までとしてはどうか。具体的には、契約容量の閾値を設けて、部分供給の適用可否を判断する事が例となる。 2. (意見の目的: 競争環境の維持促進, 意見の対象: 委員会資料P8) 新規電力事業者に対する参入障壁に他ならない。電力事業への新規参入者を排除する、既得権益保護政策に他ならないのではない。新規電力事業者に対して応分のリスクを求める意味では、委員会資料P8の (ii) に示される、通告時間の見直しのみで十分ではないか。 3. (意見の目的: 日本の国際競争力維持向上, 意見の対象: 政策) "国連が提唱する、The 24/7 Carbon Free Energy Compactを実現する場合、発電計画値と販売計画値を一致させる必要がある。みなし小売電気事業者では詳細なバラシンググループ管理を行わない為、世界的なカーボンフットプリントへの批准を求める欧米企業との契約履行には通告型部分供給が有効である。日本産業界の国際競争力維持の為に、通告型部分供給を廃止する条件として小売事業者に対してThe 24/7 Carbon Free Energy Compactに準拠したサービス提供を義務付けるべきと考える。 <a href="https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2021/10/24-7cfe_compact_v2_updated.pdf">https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2021/10/24-7cfe_compact_v2_updated.pdf</a> 4. (意見の目的: 競争環境の維持促進, 意見の対象: 委員会資料P7) 部分供給に関する指針(<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/bubunkyoukyuu_shishin.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/bubunkyoukyuu_shishin.pdf</a> P11)に、「需要家の希望を最大限踏まえた対応を行うことが求められる」とあり、委員会資料P7には「丸」JEPXの価格が安い時間帯は、新電力から全量を供給する通告を行い」とあるが、みなし小売電気事業者も同様にJEPXの安い価格を活用すれば良いとも考えられる。JEPXの安い電力の活用が需要家希望であることは自明であり本委員会資料見解は、みなし小売電気事業者のビジネスモデルを過度に保護してはいないか。 5. (意見の目的: 競争環境の維持促進) 部分供給の見直しを踏まえた対応について(2024年5月8日、資源エネルギー庁)の部分供給に係る議論を踏まえた今後の対応について、に示される「2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱い」に関する意見に賛成。一部みなし小売電気事業者は適正な電力取引についての指針の第2部12(1) 丸 i iii 部分供給(注)における不当な取扱いの(注)には「部分供給とは、「複数の小売電気事業者から」のみ示されているが一部みなし小売電気事業者は、部分供給はみなし小売電気事業者を含める必要があると解釈している。公平性の観点から今後の部分供給においてはみなし小売電気事業者を含まなくとも供給を認めることを明示して欲しい。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、みなし小売電気事業者を過度に保護しているとの御指摘には当たりません。なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追随供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
47	<p>需要家1者に対して小売電気事業者1者が対応することをルール化すると、オフサイトPPAの2契約(発電事業者からおよび小売電気事業者から)による供給の運用に支障が出て、実質的に今のスキームが成り立たなくなります。オフサイトPPAは例外とするなど、今までの運用ができるような指針としてください。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追随供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
48	<p>以下の理由により今回の指針見直し作業を改め、再度、関係者からの意見聴取等を行い、審議・パブコメをやり直すべきと考えます。 【1. 電力自由化による自由な小売業者の阻害】 政府による電力自由化が実施され、小売電気事業者は独自の工夫、取組み（電源調達、小売のカスタマイズ等々）により、それぞれのお客様に適合した小売事業等を展開し、生き残りを図っているところであります。 (1) 今回、議論となっている部分供給については、それぞれの小売電気事業者がお客様の電力需給構造をもとに、独自の電源調達等により電力供給を行ってきたものであります。この結果、我が国の産業界を代表する大規模なお客様に対して、安価かつ安定的な電力供給を行ってきたところであります。 このような独自のノウハウに基づく取り組みに対して、突然一方的な制度変更の実施を通じて、小売事業者の事業継続の危機を招く事はもちろん、そもそも電力自由化の趣旨（「電力の安定供給の確保」、「電気料金上昇の抑制」、および「需要家の選択肢の拡大と事業者へのビジネスチャンスの創出」）を削ぐ事に繋がるのではないかと考えますので、ご再考を御願致します。 (2) 他方、そもそも今回の議論の発端は「通告時間の変更」によりメリットを享受することによる禁止が可能であり、所謂ゲーミング防止について対処すべしであったはずであるが、この通告時間の変更に関する議論が、いつの間にか「部分供給制度の廃止」に変化していることには大きな違和感を感じます。 今後とも、我が国の電力自由化を支える新電力事業者が独自の工夫により、事業継続出来る制度にしていけるべきではないかと考えますので、ご再考のほど、御願致します。 【2. 競争環境の整備検証】 資源エネルギー庁様では、部分供給が創設された時点と現在では電力卸供給量が大きく異なってきたため、「部分供給は廃止」との趣旨ではありますが、その前提となる「競争環境の整備」という観点から、電力料金の内外価格差等が依然として顕在し、実質的な競争環境は整備されたと言えない状況にあると考えます。このようなもと、電力卸の「量」は十分に整ったため、（一番重要な価格の問題には触れず）「競争環境が整備された」として部分供給制度を廃止する、という考え方は、多くの事業者をはじめ関係者が理解に苦しむものと考えます。 制度の廃止を議論する前に、大前提となる内外価格差の解消、「競争環境の整備」を図るべきではないかと考えます。制度の存続について、ご再考を御願致します。 【3. 脱炭素化の推進に逆行 (反GX?)】 現在、政府はもちろん小売電気事業者にとっても脱炭素化は最重要課題であるが、電力小売の面からは「再生PPAの導入」を通じた脱炭素化が最も効果的で有力な手法として期待され実施されています。 承知の通り、再生Eと云ってもその殆どは太陽光発電であり昼間しか発電しないため、夜間に発電できる火力等の電源が必要になるが、その電源を持っている大半は旧一般電力会社であるため、お客様や新電力にとっても旧一電様との連携が必要不可欠であります。 現在、エネルギーは再生E PPA促進に向け、部分供給の代替となる「一地点2事業者供給」を創設すべく議論を開始してはどうか、としているが現段階ではその姿形も見えていない状況であります。 このような環境下で代替策の是非を含めた制度に対するパブコメを実施する意義も理解に苦しむところであるが、その根幹となる新たな「一地点2事業者供給」のスキームが見えない状態では、脱炭素化を促進するどころか、停滞させることに繋がってしまうと懸念されます。 新たな一地点2事業者供給制度のスキームが見えてから、現在の部分供給の廃止を含めた議論を再開すべきではないかと考えます。是非とも、ご再考のほど、御願致します。 【4. 既存顧客との契約継続について (不利益波及)】 電力小売事業者と契約する殆どの需要家は、単年度の電力契約を締結しているが、大規模なお客様は燃料調整費等の固定・ヘッジ等を通じ、安定した電力料金を通じ中長期の計画を策定している。（その前提で工場設備の新増設等を実施） これらの生産活動を支えているのは電力等のエネルギーインフラ事業であり、これが動揺することにより生産計画等の目途が立たなくなる恐れがあります。 また、オンサイト蓄電池やオンサイト+オフサイト太陽光PPAでのE S P（エネルギー・サービス・プロバイダ）契約により、中長期の契約（通告型部分供給）締結されているお客様も存在します。これらお客様との契約が履行継続出来なければ、これまでの設備投資等の負担が大きな問題となり、社会的な大問題に繋がる可能性が大きく、十分に配慮すべき事項と考えます。 ついでに、既存顧客（部分供給契約を締結しているお客様）に対しては、不利益波及とならないよう万全の配慮（既存新電力の契約期間に合わせる等）のご配慮を御願致します。 【5. 需要家様の希望を最大限踏まえた制度への変革 (不利益波及)】 部分供給については「部分供給に関する指針」に基づき、各小売事業者は需要家様の要望を最大限踏まえた対応が求められ、これらに対応してきたところであります。上述の通り、お客様の中には長期契約での設備契約と電力契約を結びつけているケースも多く、突然の制度変更・廃止については相当な大きな反発が想定されます。 先日のエネルギー基本政策検討小委員会では、この点（需要家の希望を最大限踏まえた対応）の議論や、需要家様からのご意見が挙げられていない、と懺悔ながら思慮するところであり、 ゲーミングが出来ないような時間帯の変更についてはご指摘通りと思慮しますが、需要家の選択肢の用意、事業者の事業機会創出については、是非とも御再考頂きたく御願致します。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の指針によってみなし小売電気事業者を優遇しているとの御指摘には当たりません。なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追随供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
49	<p>部分供給を廃止すべき。 現在契約している事業者に対して終了期限を定めることなく経過措置を設けることは、数社が制度を不正に使用していることを追認するような内容となっているのではない。他の電力会社との公平な競争環境が確保されない。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
50	<p>◆通告型部分供給の新規受付停止について 当方、北海道を拠点に事業を行っております。 北海道における電力料金が他地域に比べ、高額であり常日頃節電意識をもっている次第です。（同じ製品・サービスをするにしても、都府県と比べ、高コストとなる為） その為、知人紹介の新電力会社から、電力を購入しています。 過去に部分供給の提案を受けたことがありまして、「通告型」という方式がある事を知り、この時契約していた新電力会社に問合せた経緯があります。 この「通告型」の方式は、とても先進的な一方で、オペレーションに大きなノウハウ・知見が必要であり、当時の新電力会社では無理である事が判明しました。（システム構築に費用が掛かり、現実的でない） 当方としても、直近での各種物価の上昇、インフラ料金の値上げを抑制する為、この「通告型」での部分供給が可能な新電力会社を選択する事にしました。 そして、採用時に内容を確認した際、この「通告型」に使用する（調達する）電力は、全てではないものの、日中は再生電力がメインとなる事が分かり、供給を受けた部分の電力分は、証書付与のオプションとし、将来的に脱炭素社会を見越したグリーン電力として使用しています。 今回、公開された内容を見ると、一部の電力企業に偏っており、本来の制度趣旨と異なっているとの事ですが、前述のとおり、決して一部の電力会社が一方向的に利益享受をしようとするとは判断していません。 他方で旧一電力会社は、社会インフラを支える建前のもと、高コスト体質を改善出来ていませんし、その料金体系も依然、高額で推移しています。 北電の2024年3月期の決算では、好実績を出し、この理由として、春先の水力発電の好調と電力市場からの調達コストが低かったとしています。 過去から、値上げは即実施するが、値下げはなかなかしない体質はそのままであり、電力市場からの調達でITを駆使・利用し、電力量金低減の取組みはしていないと感じます。 ちなみに北電は、この4月より個人向けの請求書の発行を止めました。（発行は有料化）個人には、IT (WEB) を利用を推奨し、北電自身は、利用していないと感じられます。 また、電力会社は制度の仕組み上、包括償還方式をとっていますので、この請求書発行自体も原価に届込まれていると思っており、価格への反映は全くありません。 この様な状態の旧一電力会社には、自浄努力（コスト削減）の状況が見られない中、今回の様な旧一電力会社に圧力的に有利に働く、制度変更の見直しには同意できません。 旧一電力会社と新電力会社の企業規模・体質を見比べれば、どちらが優位なのかハッキリしますし、それを鑑みたくて、制度の変更・設定をお願いしたく存じます。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の指針によってみなし小売電気事業者を優遇しているとの御指摘には当たりません。なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p>

51	<p>私は工場で電力管理(主任技術者)をしています。電力自由化で電力会社の選択、通電型部分供給といった難題者側にとっても再エネや電力契約に興味を湧かすような制度だとおもい、この制度を活用してきました。工場運営例として、新しい形で電力需給に期待し通電型部分供給契約を締結してきましたが、昨年北海道電力より通電型部分供給は受け入れないと申し受け新電力との契約を打ち切らなければいけない事態になり、電力業界でのパワーバランスは地域電力が非常に優勢である現状を目の当たりにしました。こういった背景から事実上の電力自由化は遅く結局北海道電力(地域電力)が都合のいいように、これから成長しなければいけない国内新電力の芽を潰してしまおうのではないかと懸念しています。地域電力に実質的な通電型部分供給契約を拒否するようがない様に、地域電力も含め国内電力の成長を進めていけるような体制を構築してほしいと思います。企業規模の大小に影響しないよう公正な電力取引や通電型部分供給といった制度をうまく進めていただき、蓄電池等の導入を推し進めて再エネ電力の安定化をお願い致します。</p>	<p>北海道エリアにおいて、現時点で御指摘のような事実は確認されておりませんが、いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
52	<p>各お客さまのご希望は様々であり、全量供給が削減効果が高い場合でも部分供給をお希望される需要家さまも多数存在いたします。理由としては、旧一電との契約の一部継続したい。(新電力の値上・撤退への不安や旧一電との契約種別プランの既得権継続のため。また、各地域の政治的および取引の状況から、旧一電からの供給をすべて廃止することは不安なため。など。)の意見が多く、部分供給に対する需要家の希望がごさいますので、引き続き、適用できるよう検討頂きたい。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
53	<p>第72回電力・ガス基本政策小委員会にて議論がなされた、部分供給制度の今後の検討について、今回の部分供給制度の見直しによって健全な小売市場環境の整備が進み、さらなる競争が促進されることを期待する一方、部分供給制度の廃止に対する諸課題を弊社見解としてをまとめさせていただきます。  <b>A. (総論) 通電型部分供給制度を廃止することを歓迎します</b>      本来、部分供給制度は供給目標に対し十分な電源を確保することが困難である新電力に対して、競争環境上の配慮を行うことによって参入を促すものであり、電力小売市場全面自由化が導入された2016年4月当時と比較すると、新電力のシェアは契約口数ベースで0.4%から22%と大幅に増加しており、競争環境には一定の進捗が見受けられます。また、本来の趣旨と異なる利用のされ方が見られることや、旧一電小売が部分供給に充てるための電力をあらかじめ確保する必要があることを理由に、市場への電出力が減少する懸念があることから、通電型部分供給制度の廃止を歓迎します。      一方で、一部の再電力においてはコーポレートPPA等の再エネ拡大を目的とした制度利用が行われており、全ての部分供給制度を廃止することは民間主導の再エネ普及に歯止めをかける結果となることから、慎重に検討を行う必要があると考えます。  <b>B. (制度廃止の条件) 内外無差別性の徹底</b>      Aで記載のとおり、新電力のシェアは上昇しており、市場環境には一定の進捗がみられるものの、本年1月に公正取引委員会から発出された電力分野における実態調査(即分野)について記載の通り、未だ旧一電卸売部門による卸取引については諸課題が存在すると認識しています。新電力の電源アクセス機会の確保の観点で同じ位置づけにあたる常時バックアップについては、第84回制度専門設計会合にて、一部の再電力によって独占されておりアクセス機会がない新電力が存在することが報告されており<sup>3</sup>、この状況下で部分供給制度の全面撤廃を行うことは、新電力の電源アクセス機会を奪い、新電力シェアの低下につながる恐れがあると考えます。      1 <a href="https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/report/results.html">https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/report/results.html</a>      2 <a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240117.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240117.html</a>      3 <a href="https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/075_haifu.html">https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/075_haifu.html</a>      常時バックアップについては、内外無差別性が担保できた場合に廃止することとされており<sup>4</sup>、通電型を除く部分供給制度においても、将来的な制度廃止を前提におきつつも、内外無差別性の担保が確認できた場合に廃止することが望ましいと考えます。  <b>C. (多様な供給のあり方、需要家保護) 新たな制度設計について</b>      一部の再電力においては、部分供給制度を活用したコーポレートPPAによる電力供給を行っている事例が存在しており、これは民間主導による再生エネルギーの普及に資する事例であると認識しています。また、みだし小売事業者だけでなく、新電力も部分供給を担える制度となった場合には、新電力ごとに供給形態を柔軟に選択することができるようになり、再エネへのアクセス機会を需要家に提供するだけでなく、多様化する需要家の調達ニーズに適する多様な供給形態が共存することが可能となると考えます。      このため、第74回電力・ガス基本政策小委員会にて打診があった、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別の新たな制度設計の検討開始を歓迎します。新たな制度の設計にあたっては、1引込みに対して2社以上からの供給を需要家が希望する場合において、再エネ利用目的ではなく、需要家及び小売事業者それぞれのニーズに適した多様な供給形態を実現できる制度として設計されることを期待すると同時に、複数の小売事業者から電力供給を受ける複雑な供給形態であるため、需要家に対する説明事項等の需要家保護に配慮した制度設計が必要であると考えます。      4 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denyoku_gas/denyoku_gas/040.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denyoku_gas/denyoku_gas/040.html</a>      5 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denyoku_gas/denyoku_gas/074.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denyoku_gas/denyoku_gas/074.html</a></p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、今回の措置によってみだし小売電気事業者を優遇しているとの御指摘には当たりません。その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
54	<p>通電型部分供給で新電力の供給量が増えた分に応じて、非化石証書を付帯する仕組みもある。需要目録で、CN達成に向け電力への関心を高め、更なる取り組みの深堀として位置付けている。旧一電の環境対応メニューは割高である為、通電型部分供給によりCNの意識がある会社への案内は非常に助かっている。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
55	<p>経営を大きくひびく迫る電力費用削減として長期的に契約コスト低減しているが、大きな制度変更はビジネスプランにそぐわずしつかりとした制度設計を求める。このような状況だと今後の長期計画の変更が懸念され、コストメリットをそがれる場合国内製造業の衰退、海外への移転をせざるを得ない状況に陥る。また、大口需要家の割引も適用せず、旧一電の寡占状態と言わざるを得ない状況下で、CN化の推進が必要課題である。まだまだ安定とは言えないCN電力活用拡大が必要であり、安定供給とCNを奪い、通電型部分供給スキームを廃止せずしつかり整備頂くことを切に願う。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置によって小売電気市場の寡占化が進むとは考えておりません。なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p>
56	<p>今回、「通電型」の部分供給制度を廃止されるとのことですが、オフサイトPPAによる再エネ調達時のエネルギー不足分を供給するスキームについては、引き続き利用可能としていただければと、認識しております。      オフサイトPPAによる再エネの調達は、現状では1社あたりの供給量が少ないため、電力を多量に消費する需要家にとって、複数社での供給が必要です。      また、部分供給を1社と契約を締結した後、別事業者による追加の契約が発生することも考慮いただきたいと思います。      オフサイトPPAによる再エネの活用は、今後、確実にニーズがあると考えられることから、需要家が希望する場合は、3社以上の小売電気事業者からの部分供給を可能にする新たな仕組みを早急に導入いただきたい。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
57	<p>部分供給は震災での電力供給での経過措置として設けられたものであり見直しの方向となることは理解できる。      一方で、部分供給ルールを使って、JEPX価格の安い時間帯のみ電力を販売する事業者は限られており、規制強化を行うことで制度改正をおこなう段階的措置も可能であったと考える。      今後、現在の通電型部分供給の新規受付停止は、再エネの拡大により増加するPPAなどの事業に影響を与え、オフサイトPPA普及推進にブレーキがかかることが懸念され、早急に事業継続にむけた検討が必要と懸念する。      2024年5月8日の電力・ガス基本政策小委員会にて提案された、再エネも視野に入れた新たな制度・ルール、すなわち、現状の部分供給を担保できる仕組みを、切れ目のない施策として検討いただきたい。      現行の通電型部分供給の停止から新ルール施行まで間があれば再エネビジネスへの影響が懸念されることから、速やかな新制度施行をお願いします。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
58	<p>■意見1      ・制度趣旨にそぐわない活用を行う一部事業者のため、何ら真のない、かつCN達成に向け再エネ導入サービスを広げつつある小売事業者に対して影響を及ぼす改定を、拙速に行うべきではないと考えます。      ・本改定により、コーポレートPPAによる再エネ導入を志向するお客様の負荷追従供給元が、これまで旧一電小売事業者も選択可能であったものが、PPA契約期間中はPPA契約事業者と負荷追従供給事業者を同一事業者としなければならなくなることとなり、CNを推進するお客様にとって不利益変更となります。      ・また、負荷追従供給の長期間拘束は、取引量が多くの支配的地位にある旧一電小売事業者にとって非常に不利であり、小売自由化進展の妨げとなります。      ・再エネ導入サービスの新規参入者視点では、グリゲーターの事業拡大が阻害され事業範囲が狭まれます。      ・内外無差別の不徹底状況に鑑み、部分供給が役割を果たしたと考えるのは時期尚早と考えます。      ・現行の部分供給制度の見直しを行うのであれば、1需要場所複数契約を可能とする新たな制度措置と同時に進めたいと考えています。</p>	<p>第72回電力・ガス基本政策小委員会においては、本指針の改正について、具体的なスケジュールをお示ししたうえで御議論いただき、制度趣旨にそぐわない活用がなされている事象について早急に対応が必要である旨は、同委員会として御質問いただいたものと認識しております。今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置によって、自由化進展の妨げとなるとの御指摘には当たりません。なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
58	<p>■意見2      ・施行日について、見直しを求めます。      ・令和6年5月8日に開催された総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第74回電力・ガス基本政策小委員会(以下「第74回小委」という。)の資料11において、速やかに検討を行うとするとしている、1需要場所複数契約を可能とする新たな制度措置と同時に進めたいと考えています。      ・お客様にとっての不利益変更を、その代替手段の施行時期が不明確なまま行うべきではないと考えます。      ・また、事業者におけるお客様への説明、契約変更等の手続などに要する時間も踏まえた施行日の設定とすべきと考えます。</p>	<p>第72回電力・ガス基本政策小委員会においては、本指針の改正について、具体的なスケジュールをお示ししたうえで御議論いただき、制度趣旨にそぐわない活用がなされている事象について早急に対応が必要である旨は、同委員会として御質問いただいたものと認識しております。また、第72回電力・ガス基本政策小委員会において新規受付停止の方針が示されて以降、改正後の指針の施行までには約3ヶ月の期間があり、一定の経過措置期間が設けられております。</p>
58	<p>■意見3      ・通電型部分供給に関し、コーポレートPPAによる再エネ導入を志向するお客様のご要望(負荷追従供給事業者に旧一電を希望される等)に応えるため、PPA契約事業者と負荷追従供給事業者(旧一電)との間で協議し合意がなされた場合には、引き続き通電型部分供給が可能となる措置を希望します。      ・具体的には、附則において、上記趣旨を踏まえた追記をお願いします。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
58	<p>■意見4      ・改定の契機とされている、一部の制度趣旨にそぐわない活用事業は、一義的に電気事業法上に設置規定のある電力・ガス取引監視等委員会において、しかるべき措置を講じていただくべき事業ではないでしょうか。      ・電力・ガス取引監視等委員会による建議でないことに疑義を感じます。</p>	<p>電気事業法において、電力・ガス取引監視等委員会は、「電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる」とされており、指針等の改正に当たり、電力・ガス取引監視等委員会からの建議が必要となるわけではありません。その上で、今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型の部分供給に関し、電力・ガス基本政策小委員会において御議論いただき、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものです。</p>
58	<p>■意見5      ・部分供給の契約条件について、過去のパブリックコメント回答では「相談者とみだし小売が協議にて定める事項であり指針において指定しない」とされてきました。      ・今回の改定の契機となった制度趣旨にそぐわない契約についても同様に、「相談者とみだし小売が協議にて定める事項であり指針において指定しない」という整理が可能ではないでしょうか。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものです。なお、御指摘の通告時間の見直しについては、スポット市場の入れ時間よりも前の時間として例示したものであり、第72回電力・ガス基本政策小委員会の資料4にも明示されているとおり、部分供給の相手方の合意があれば他の時間を通告時間として設定することが可能です。</p>
59	<p>■意見6      ・自己託送スキームは、「自家用電気工作物等を設置する者が、当該自家用電気工作物等を用いて発電し、又は発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物等を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する」送電方式です。      ・この方式において不足する電力需要につき、小売電気事業者と契約することは、本件規制の対象外との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。</p>
59	<p>・今回の改定GLで示された、通電型部分供給の新規契約の受付停止は、3月29日の電力・ガス基本政策小委で多くの委員から、1回だけの議論で拙速に決めるべきではないという意見が出されたのは誰が聞いても明らかにもかかわらず、電市室がその意見を全く無視して強行突破を図ろうとするものであり、審議会軽蔑も甚だしく、絶対に許すことができない暴挙である。      ・しかも、今回のような強行突破は、先験の自己託送の見直し時に続いて2回目である。短期間の間に2度もこうした展開になるのは、政策議論として決してあってはならない異常事態であり、一部の不図な事業者の行動をキックにして、その他の多くの健全な事業者及びその事業者からの提案を受けた需要家のビジネスプランを大きく狂わせることになった。      ・電市室はこうした不図な事業者を退出させることで鼻高々だと思いが、立て続けに2回もの極めて不健全な審議会運営による制度・ルール変更によって、エネ庁への信頼は完全に地に墮ちたという事実を、電市室に限らずエネ庁全体として強く、重く受け止めた方がいい。</p>	<p>第72回電力・ガス基本政策小委員会においては、本指針の改正について、具体的なスケジュールをお示ししたうえで御議論いただき、制度趣旨にそぐわない活用がなされている事象について早急に対応が必要である旨は、同委員会として御質問いただいたものと認識しております。その上で、第74回の同委員会において、本指針の改正に係るパブリックコメントを開始した旨を御報告した上で、第72回の御議論を踏まえ、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みより2者(ないしそれ以上)の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて、今後検討することをお示ししており、審議会の議論を軽蔑しているとの御指摘には当たりません。</p>

60	<p>カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの域内需給に向けては、需要家の電力調達の選択肢の一つの取り組みであることも着目すべき。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p> <p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
61	<p>&lt;通電型部分供給契約の新規受付停止について&gt; 事業者間の競争を促し、電気料金の抑制につながる事が自由化の目的。 今回の決定については、方針に反しているのではないかと。 1つ目は、電力プランが多様化に生まれており競争が激化する中で、国主導で通電型部分供給プラン廃止というのは競争力を低下させる行為ではないだろうか。 反対に電力会社毎の電力プランが生まれている中、単純に比較ができない現状がある。 その中、単価や燃費は旧一同等でそこから削減をするというシンプルプランであり、比較が取りやすい部分においては需要家の選択肢を増やす事も弊り電気料金抑制や競争力を高める事に繋がっていると考える。 また活用数が少ない為廃止をするという事や電気料金の負担を最小化する事が可能である旨を説明する事は誤りであるだろうか。 2013年制度当初の趣旨と異なる活用方法や環境は変化しているが、だから廃止というのは時期早々である。 議論の段階で改善方法を模索されているのかも非常に疑問である。 3月29日公表後の約2ヶ月後に新規受付停止と見ると、廃止以外の議論がされていないように捉える。 まずは、問題点・改善方法を見つけた改善がない場合に廃止が適切と考える。 活用事業者と現実性を踏まえて協議・改善をしていく事でより電力事業の活性化や需要家へより最適な電気料金を提案する事が期待できると考える。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け手を行わないこととするものであり、今回の措置によって小売電気市場の寡占化が進むとは考えておりません。</p> <p>なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
62	<p>今後カーボンニュートラルを達成するためにも太陽光オフサイトPPAなどに通電型部分供給は必要不可欠であると考える。これから発展させていきたい分野であるGXで適切な予測に基づき無駄なく太陽光電力を活用するためにも通電型部分供給の継続を求める。 市場が安い時間帯に電力を購入することはごく普通の運用だと考えられ、どの供給形態であっても同じことがいえると思う。 大口の需要家へ適正な料金を提案し、日本国内の産業発展のために貢献するためにも通電型部分供給は必要不可欠と考える。 既存需要家の更新は最低限認めるよう求める。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
63	<p>部分供給パターン1の削除は電力自由化を名ばかりのものにすると感じる。 昨今の電気料金の経費増に対して、カーボンニュートラルが良いことがは分かっていながらも、個人も企業もクリーンな電源を選ぶ余裕がなく、節電できる箇所を必死で模索しているが、電力需給契約の見直しによる経費削減は実質的に審かれている状態だ。 更に、現代社会において電気を使わない生活という選択肢は無く、世界情勢の悪化や燃料費が高騰し、料金プランが高騰しても需要家はどこからと需給契約を結ばざるを得ない。その際にやはり企業としての体力がある旧一電と契約を結んだ方が安全と需要家サイドが考えるのは当然であろう。 内外無差別が進展したと経産省は言うが、上述の通り新電力は旧一電と比べて何らかの形で割安であることをアピールしなければならないが、現状では、新電力から市場調達での提案はあっても、季節別などで旧一電より値下げをした提案は皆無だ。 この状況下で、通電型部分供給が選択肢として無ければ、需要家は旧一電と契約せざるを得ない。電力自由化を押し出すだけ押し出して、新電力が生き残らなければ何の自由化なのか、旧一電の値上げの自由化と言われても仕方がないと思う。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給（部分供給に関する指針におけるパターン2）に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け手を行わないこととするものであり、今回の措置によって小売電気市場の寡占化が進むとは考えておりません。</p>
64	<p>各地域で脱炭素の動きが活発となっている中、地域活性化（地域内経済循環）、電力の地産地消等を目的に、自治体と連携して地域新電力を設立する動きも広がっています。そのような中、地域新電力は確保している電力の絶対量が大手電力会社と比較して大きいため、安定供給を行うためには、部分供給等の制度を活用するケースも多くあると考えられます。 地域新電力が通電型部分供給の制度を活用することで、供給の選択肢が広がり、地域における再生エネルギー促進や電力の地産地消にもつながることから、条件付きで通電型部分供給の制度の利用を認めるなど、柔軟な対応を検討していただくよう希望いたします。 例）地域の再生エネルギー促進や電力の地産地消を目的に設立された地域新電力については、自治体の意見を踏まえて条件付きの運用を認める</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け手を行わないこととするものです。 その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
65	<p>1. 既存契約の取り扱いについて 蓄電池等需要のコントロールに寄与する設備の需要場所への導入において、通電型部分供給と当該設備の運用に基づく電気削減効果を見込んで、需要家さま、または事業者が先行投資し、運用されているケース（例：エネルギーサービス等）がございます。こういった事案につきましては、通電型部分供給の廃止が需要家さまや事業者の事業計画に大きな影響を及ぼす恐れがあり、資金回収の一定の目的が立つまでは既存契約が維持されるよう十分なご配慮をお願いいたします。具体的には、部分供給は原則1年毎に旧一般電気事業者さまと契約更新の必要がございますが、契約更新が拒否されないよう、また旧一般電気事業者さま毎に取扱いが異なることのないよう、わかりやすい指針をご提示頂きますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。 2. 内外無差別の徹底について 旧一般電気事業者さまの発電部門から電力市場へ輸出されてくる電源の“量”だけではなく、“価格”も踏まえて、新電力が競争力のある電源にアクセス出来ているかを、引き続きご確認頂、内外無差別の徹底、競争環境の整備をお願いいたします。 3. オフサイトPPAについて 脱炭素を目指す需要家さまにおいて、フィジカルオフサイトPPAのニーズが増してきている一方、部分供給が廃止され、特定の小売電気事業者1社と長期契約を締結するしか選択肢がなくなってしまふことは、需要家さまの選択肢を狭めてしまふ恐れもあるのではないかと懸念しております。2社以上の複数の小売電気事業者と契約出来る制度をご検討頂けることではございますが、応答義務のある非対称規制の現行の部分供給においても旧一般電気事業者さまと新電力の協議が継続するケースも多しと耳にしております。実効性のある制度整備をぜひお願いしたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>既に通電型部分供給が行われている案件については、当面、通電型の活用継続を認めた上で、契約更新等の新電力の事業運営に過度な負担とならないタイミングで、通告時間の見直し（例えば、常時BTUと同様に前日午前9時とすること）が考えられることを求めることとしております。</p> <p>また、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
66	<p>・この度の「通電型部分供給」の廃止に関して、「ゲーミング抑制を目的とした措置」という整理での廃止については賛同する。 ・地方、部分供給が当面の措置としての役割を終えたとの整理のもと、廃止に向けた制度的検討を行うにあたっては、以下の点を考慮して慎重に進めるべきと考える。 (1)部分供給が「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと評価するには、各エリアの標準的な小売料金と卸電力市場との価格水準の整合性が確認されることが必要である。現状では、卸価格と小売価格の逆転が旧一電の域外進出における課題と認められるなど、競争環境が完全に整っているとは言いがたい。見方を変えれば、競争環境が整えば自ずと部分供給は薄れ、いずれ無くなっていくと考えられる。 (2)第72回基本政策小委の資料スライドNo.5に記載のとおり、部分供給の実施事例は目下でも2,000件程度あり、直近は増加傾向にある。横切り型部分供給にて契約中のお客さまからは旧一電・新電力両方の事業者と契約することで、価格低減と受付停止等のリスク対応を両立させているとの声もある。電力システム改革の主な目的である「電力の安定供給の確保」、「電気料金上昇の抑制」、および「需要家の選択肢の拡大と事業者へのビジネスチャンスの創出」に照らして、現在でも需要家ニーズが存在する点は軽視できないと考える。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
67	<p>1. 今回の改定において、以下認識に相違がないことを確認したい ・通電型部分供給に準じた自己託送契約（定義は後述）の新規申込は、部分供給に関する指針の改定後も引き続き受け付けられること ・通電型部分供給に準じた既存の自己託送契約において、一般送配電事業者から通告時間帯の変更を申し出られないこと 2. 前述1の回答について一般送配電事業者ごとに取り扱いが異なることがないよう、資源エネルギー庁から各一般送配電事業者へご周知いただきたい。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。</p>
68	<p>安い時間帯のみ電力を販売する事業者に対して規制強化を行い、太陽光発電などの再生エネルギー供給を目的とする通電型部分供給については事業継続できる検討をお願いしたい。それにより再生エネルギーを妨げることにならないようにご検討いただきたい</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
69	<p>意見1 通電型部分供給の廃止により影響を受ける取引の例示を頂くなど、影響が生じる可能性のある取引について詳しくご説明いただきたい 意見2 5月8日開催の基本政策小委にて提示された部分供給に関する新たな制度の施行までの間、現行の通電型部分供給を維持することとしていただきたい 意見3 上記の内容における自己託送事業者と小売事業者間の協定について、既に締結済みの協定に対しては、令和6年6月15日以降に小売事業者を切り替える場合についても同様に規制の対象とならない認識でよいか。 意見4 自己託送（自家発電設備を設置する者が、当該自家発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家発電設備を設置する者の別の場合に送電すること）を行う上で、自己託送だけでは需要地点の需要量に不足する場合の電力の供給について、小売電気事業者と協定を締結することは本件規制の対象外としていただきたい。</p>	<p>第72回電力・ガス基本政策小委員会の資料に示している通り、通電型の部分供給を活用し、①JEPXの価格が安い時間帯は、新電力から全量を供給する通告を行い、②JEPXの価格が高い時間帯は、みなし小売電気事業者に全量供給を求めるといった取引が行われている事例については、今回の指針の改正による影響を受けるものと承知しております。</p> <p>また、第72回電力・ガス基本政策小委員会においては、本指針の改正について、具体的なスケジュールをお示ししたうえで御議論いただき、制度趣旨にそぐわない活用がなされている事案について早急に対処が必要である旨は、同委員会として御質問いただいたものと認識しております。</p> <p>なお、自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。</p>
70	<p>「部分供給に関する指針」の改正に関して、弊社の意見を下記に述べてさせていただきます。 2024年3月29日、資源エネルギー庁作成の「部分供給の見直しについて」にある「（参考）オフサイトPPAにおける小売供給について」（ページ12）では、オフサイトPPAは再生エネルギーからの電力のみならず、一般電力も一社の電力小売事業者で全量供給されるものであり、通電型部分供給をなくすることはオフサイトPPAの導入に影響しないと記載されています。ただし、現実的な需要家のニーズを考えると通電型部分供給の実施は必要不可欠です。 主に以下の2つの理由が挙げられます。 1. みなし小売電気事業者ではない小売電気事業者が全量供給を提供する場合、みなし小売電気事業者よりも再生エネルギー以外の電力料金が高くなる可能性があり、選択の自由が消失する可能性があると考えられます。また、みなし小売電気事業者においては多くの場合、フィジカルPPAの価格はかなり高くなっているため、現実的には導入が難しい2. PPAは長期契約であるため、みなし小売電気事業者ではない小売電気事業者がPPA部分の供給は続けられるものの、電気小売事業者から撤退してしまい、全量供給が提供できなくなる可能性がある（具体的に市場高騰時には市場調達に頼っている小売電気事業者からは次年度契約の更新を受け入れないことが多くみられた） PPA部分以外の供給において小売電気事業者（特にみなし小売電気事業者）を選択せず、長期PPA契約において20年間の電力量全量を1つの小売電気事業者と締結することは、現実性に欠けており、導入の実現性が低いと考えております。そのため、オフサイトPPAに限り、通電型部分供給を継続し、今回問題となった恣意的な通告の問題を避けるため、発電した全ての電力量をPPAとして出すことを前提とすることで、問題は解消されると考えております。 また、海外ではオフサイトPPAにおいて需給調整および足りる電力を供給するスリーピングパートナーというビジネス形態が一般的です。 もし通電型部分供給を廃止する場合、みなし小売電気事業者が、需要家が指定したPPA発電事業者から需要とPPA事業者が合意した額で発電された全ての電力を購入し、そのスリーピングパートナーとして、スリーピング料金を設定し、全量供給するサービスを義務付けることが現実的でありです。 FIP制度にあるbalancingコストとして認定事業者に交付するプレミアムに準じた上限値を設定することを検討すべきと考えております。 オフサイトPPAにおいては、IFRS会計基準においてデリバティブに該当しないことが主な利点としてございます。 日本において需要家の再生可能エネルギーの調達を促すためにも、上記のような現実即した制度を導入し、オフサイトPPAの導入のしやすさを高めるべきであると考えております。 ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
71	<p>・JEPXの価格を見て通電量を変更するような制度悪用事例を防止すべきであることには賛成する。 ・一方で、非FIT太陽光を新電力、負荷追従分をみなし小売事業者が供給するオフサイトPPA部分供給は、需要家主導で非FIT太陽光導入を拡大するために重要なスキームであり、発電インバランスは新電力が責任を持ち、需要側インバランスはみなし小売事業者が責任を持つという意味で、適切な役割分担がなされている。 ・太陽光発電のオフサイトPPAで賄えるのは一般的に需要の3～4割程度であり、オフサイトPPA導入を機に需要場全体の電力供給と新電力に切り替えないといけると、オフサイトPPA拡大の阻害要因となる。 ・通告時間を前日9時とする等、制度悪用防止策をとることを前提に、オフサイトPPAについては通電型部分供給を認めるべきと考える。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
72	<p>・通電型部分供給の削除について、ご再考をお願いしたいと考えます。 ・通電型部分供給の活用ができないような運用指針は是正することで、制度自体は継続できないのでしょうか。 ↑具体的には、「部分供給に関する指針」新旧対照表の1枚目[新設]6行目に示されている、「引き続き通電型部分供給を実施することができるが、当該契約当該契約等の更新時等の新電力の事業運営に過度な負担とならないタイミングで、通告時間の見直し（スポット市場の入れ札制限よりも前、例えば、常時バックアップと同様に前日午前9時とするなど、新電力が実務的に対応可能な範囲において、ベース供給を行う小売電気事業者と負荷追従供給を行う小売電気事業者等の合意の下で設定される。）を行うことが望ましい。」の内容を丸くはらうことなどを想定いたします。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
73	<p>新電力業界を益々苦しめる悪化は反対です。クワライン侵食以降、卸市場の価格も今一つで新電力からの提案が厳しい状況にある。そのような中でも唯一お客様へ提案できるのが通電型部分供給であり、その方法を廃止するとは旧一電の思う壺。 旧一電はまた最高益ですか？！新電力会社はつぶれていきます。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通電型部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け手を行わないこととするものであり、今回の措置によって小売電気市場の寡占化が進むとは考えておりません。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>

74	<p>【通告型部分供給契約の新規受付停止について】</p> <p>廃止判断の背景には、制度本来の趣旨から離れた運用があるとの事であり、通告時間の設定で十分。スポット市場の入札期限より前で、常時バックアップ（BU）と同時刻の前日午前時を明示されている。ゲーミング防止策だけで十分なではないでしょうか。</p> <p>政府による電力自由化を実施され、小売電気事業者（新電力）は独自の工夫、取組により各々の需要家の電力需給構造をもとに独自の電源調達により電力供給を行ってきた。新電力だけでは不足する供給量をエリア内の旧一電が補うよう事実上義務付けている。需要家の選択肢と自由化の元の新電力のビジネスチャンスの創出を削ることにはならないかと考えます。</p> <p>競合環境の整備については、ベース電源や夜間に活用できる電源が不足する事態を踏まえ、新電力の多くが頼れるスポット市場の規模が一定程度拡大するまでの過渡的な措置と位置付けられているが、果たして電力卸の量が十分整ったことだけで整備されたわけではなく、電気料金の内外価格差は依然として顕在で、実質は整備されていないと判断します。以上、今回の指針改定を白紙に戻し、競争環境の整備を検証したうえで、指針改定作業の議論をお願いします。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
75	<p>◆意見(1) 新設部分については、通告型の部分供給の実施の一律廃止ではなく、オフサイトPPA（コーポレートPPA）で太陽光発電の電力で賄えない不足分の供給手段として活用される通告型部分供給のスキームを維持する記載が必要です。</p> <p>◆意見(2) 通告型の部分供給の実施の一律廃止ではなく、オフサイトPPA（コーポレートPPA）で太陽光発電の電力で賄えない不足分の供給手段として活用される通告型部分供給のスキームを維持する記載が必要です。</p> <p>◆意見(3) 通告型部分供給の一律廃止を前提とした期限の設定ではなく、オフサイトPPAのために部分供給の維持や、オフサイトPPAの新たな制度を整備する場合、新制度が開始されるまでの間、現行制度の下での通告型部分供給の活用を継続できる記載が必要です。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
76	<p>・再生エネルギーの電力を供給するフィジカルPPAの組成において、通告型部分供給が一般的な方法として用いられているところ、この廃止は再生エネルギーのフィジカルPPAの組成に対し、次のような悪影響をもたらすと考えます。</p> <p>(1)旧一電以外の小売電気事業者は、各エリア内において旧一電小売に比べベースロード電源の調達力に劣るため、これらの電源を背景に価格競争力のある水準で供給を受けていた需要家にとっては、通告型部分供給廃止により、再生エネルギーPPAの組成のためには需要家が負荷追従部分も含め小売電気事業者を切り替えなければならない状況となった場合、負荷追従部分の電力コストの条件悪化により、需要家全体としての電力コストが増加し、再生エネルギーの供給を受けることを断念せざるを得なくなる蓋然性が高まる。</p> <p>(2)旧一電の小売電気事業者は、当該エリアにおいて、それ以外の小売電気事業者に比べてバランスグループの規模が大きいことから、旧一電の小売電気事業者は、それ以外の小売電気事業者に比べ、負荷追従部分の供給に伴う需要側バランスを、より低コストで行うことが可能と考えられる。このため、通告型部分供給廃止により、再生エネルギーPPAの組成のためには需要家が負荷追従部分も含め小売電気事業者を切り替えなければならない状況となった場合、従前に比べフィジカルPPAのコストを増加させる要因となる。</p> <p>(3)(1)・(2)の事情により、フィジカルPPAの組成に關する小売電気事業者は、需要家の既存の小売電気事業者とすることが、経済上有利になりやすい状況が想定される。当該状況において、需要家の既存の小売電気事業者は、対再生エネルギー事業者・対需要家の双方で、現在よりも交渉上有利な立場となるため、対再生エネルギー事業者・対需要家双方に提示される条件なしその選択肢が悪化することが想定される。</p> <p>従って、少なくとも現状の制度上の選択肢を前提とすれば、通告型部分供給は維持すべきものとする。なお、5/8の電力・ガス基本政策小委員会資料11において、「需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けたいことを希望する場合の扱い」について検討することができているところ、再生エネルギーPPAの組成に適した制度が何らから存在することを担保する観点から、通告型部分供給の廃止可否は、当該扱いの制度設計と同時に検討する必要があると考える。</p> <p>・通告型部分供給の廃止の方向性が提示されたことを受け、5/8の電力・ガス基本政策小委員会資料11において、「需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けたいことを希望する場合の扱い」について検討することができたとされたところ。しかしながら、通告型部分供給廃止については現行指針案の改正案が提示される一方、「一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受ける」場合の扱いについては、制度設計の具体的な内容はまだ示されておらず、再生エネルギーPPAの組成に利用しやすい制度的選択肢が残されるのか否かが不確定な状況である。</p> <p>「一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受ける」場合の扱いの設計にあたっては、再生エネルギーに基づく需要家等、電気事業者以外の者の意見を広く反映する必要があることから、その制度設計案についてパブコメの機会を設けることが望ましい。</p> <p>・通告型部分供給の廃止は、新電力の事業環境への影響に止まらず、とりわけ洋上風力の案件組成にも影響することに注意が必要である。再生エネルギー利用法に基づく公募は、第2回公募以降、FIP制度が適用されており、PPAを活用した事業計画を検討することが重要となっている。（https://www.meti.go.jp/shingikai/santei/pdf/080_01_00.pdf など参照）再生エネルギーPPAの組成において通告型部分供給が広く利用されていることを踏まえ、これを廃止することは、国策として推進されている洋上風力の案件組成に対する障害となる。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け手を行わないこととしたものです。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p> <p>なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p>
77	<p>部分供給の制度趣旨にそぐわない活用事例に対して対応が必要との今回の改正案の趣旨については賛同する。一方で、通告型部分供給について、適切にその制度を活用している事業者もいる中、一律に廃止すべきではない。また仮に現行制度下の通告型部分供給を廃止するとしても、需要家が一の需要場所において複数契約を可能とする新たな制度の開始と同時にすべきである。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け手を行わないこととしたものです。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
78	<p>制度を活用する者にとって、試行錯誤しながら、様々な活用方法が出て来ることは至極当然と考える。その中で制度設計側として趣旨にそぐわない活用方法が出てくることもありうる。制度を都度見直しながらより良いものに度えていくことが重要であると考え。このステップを飛ばして、いきなりの新規受付廃止はいかがなものかと考える。</p> <p>制度設計・管理者の怠慢とも捉えられる。</p> <p>また、部分供給が「卸電力市場の機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたという3点の理由であるが、捉えようによってはまだまだ内外無差別での電源取引ができていないはず、市場での取引も10年前と比較すると増えているものもまだまだ多いとは言えない。そのような中で部分供給制度を上手く活用し試行錯誤する姿勢は小売全面自由化の一つの成功事例という風にも捉えられようとする。</p> <p>1ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、2卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、3部分供給を活用する新電力が限定的であること。</p> <p>自由で、多くの新電力事業者と需要家に話を聞いた上で、今後の制度継続について判断をいただきたい。制度廃止(通告型部分供給の新規受付停止)ではなく、制度を見直し上での新規受付再開についても検討いただきたい。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。</p> <p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>また、今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け手を行わないこととしたものです。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
79	<p>改正前の部分供給の指針は、パターン1～3以外の第4のパターンの存在を否定するものではないという意味合いである。これに対し、改正後の部分供給の指針案は、パターン1と2の組み合わせを否定していないという意味合いに読めるが、正しい表現なのか疑問である。例えば、改正前は3者協定書において、いずれかのパターンを合意して、合意した1つのパターンを通常で継続的に適用するというものである。一方、改正後の指針案に記述では、原則は横切り型、夜間は縦切り型の存在を認めることになる。また、時期によってベース供給者と負荷追従供給者の立ち位置を自由に入れ替えることも認めることになる。以上の理由により、「組み合わせ」という記述（表現）は、指針（案）としてかえって不都合をもたらすものであり、見直していただきたい。</p> <p>資源エネルギー庁が所管する「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」（前回の補助金を含む）では、自己託送制度及び通告型部分供給制度の活用も前提として発電設備を更新することで、自社、及び、密接な関係のある複数の事業者の一体的な省エネ計画を認められて交付採択されている事例がある。このような事例では、一般的には複数年度事業として採択されることが多く、例えば、2023年9月で採択された事業が2026年1月に完了する場合、実際に接続供給契約または部分供給協定書を送配電事業者と締結するタイミングは2026年1月であり、その申込は2～3ヶ月前の2025年10月頃にするのが通常の業務フローである。</p> <p>現実問題として、当該補助金採択によって既に工事着手済だが2024年6月までに接続供給契約や部分供給協定などの申込ができない仕掛けの案件が存在する場合どうするか。また、当該補助金は他社への売電は補助対象外とされているため、余剰電力を他社に売電することもできない。</p> <p>このような事業に影響を及ぼさないように経過措置として、「2024年6月まで『省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金』（前回の補助金を含む）に採択された事業については、当面の間、引き続き通告型部分供給を実施することができる」旨を追記いただきたい。さらに、同様な別の補助金採択事業もあるならば、それらについても追記いただきたい。</p>	<p>御指針の規定は、改正前の部分供給に関する指針においても、改正前のパターン1～3が、改正後のパターン1～2に限定されたことを踏まえたものであり、御指針の趣味的な条件等に変更を加えるものではございません。</p> <p>部分供給は、一需要家に対して、新電力単体では不足している供給量について、エリアのみならず小売電気事業者からの供給により賄い、両者の電気が物理的に区分されることなく、1引込みを通じて一体として供給される形態です。</p> <p>部分供給による電気の供給を前提とした事業形態は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金の公募要領において、補助対象事業と認められない場合と規定されている。「売電を目的とする事業」に該当しているため、従前より当該補助金の補助対象事業とはならないと考えられます。</p> <p>なお、自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。</p>
79	<p>2024年3月29日に実施された第72回電力ガス基本政策小委員会における「部分供給の見直し」に関する審議について、事務局側からは「新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくなく、かつ、多くの新電力は部分供給を活用していない」旨の説明があった。しかし、通告型部分供給を活用しているのは、新電力に限られたものではなく、例えば、ほとんどの自己託送事業者は通告型部分供給によるベース供給を実施している。</p> <p>自己託送事業者は、新電力とは異なりJEPXでの市場調達あるいは市場販売取引を直接実施することはない。もし、あるとすればエリアまたぎの自己託送をするとして自己電源による供給量に対して売りと買いの両方を取引するのみであるが、むしろエリアまたぎの自己託送を実施する事例は例外的である。つまり、自己託送事業者を含むすべての事業者がJEPXとの市場取引が難しくないと断じるのは、少し行き過ぎた主張ではないかと考える。</p> <p>また、通告型部分供給の問題点の本質が、「JEPXの価格が安い時間帯はベース供給者が全量を提供する通告を行い、JEPXの価格が高い時間帯は負荷追従供給者に全量供給を要求する通告を行う」のが問題とすれば、通告型部分供給制度を廃止するのではなく、「部分供給制度を利用するベース供給者は市場調達を禁止」するのが適切な改正案のあるべき姿ではないだろうか。</p> <p>つまり、「ベース供給者は市場取引を行わず、発電事業者との相対契約による調達もしくは自己電源による供給のみに限定」する。あるいは、「市場調達をする事業者は全量供給が負荷追従供給のいずれか」とする。このようにすれば、自己託送事業者も含めて通告型部分供給を活用しても、先にあげたベース供給者によるゲーム的な取引という問題は回避でき、善良なベース供給者に影響を及ぼさない比較的良好な指針改正案と言える。通告型ベース部分供給を全面廃止にする必然性はない。</p>	<p>自己託送を活用し、残余需要分について小売供給を受ける場合、当該小売供給は部分供給には当たりません。</p> <p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>また、今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け手を行わないこととしたものです。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
79	<p>2024年3月29日に実施された第72回電力ガス基本政策小委員会における「部分供給の見直し」に関する審議について、事務局側からは「部分供給の活用件数の推移及び部分供給の類型毎の活用実績」が部分供給制度を見直す根拠データとして示された。しかし、これらの根拠データ数は、部分供給を受けている需要家数もしくは需要量のみを示したものであり、審議の根拠データとしては不十分である。これらに加えて、事業者数（自己託送事業者を含む）も根拠データとして精査すべきである。その理由として、例えば多数の需要家を抱える1つのA事業者が部分供給から全量供給に切り替えたとして、需要家数は極端に減るものの事業者数としてはただか1減るだけである。つまり、需要家数だけでなく、事業者数など他の指標も評価しないかぎり、都合の良い一面だけを切り出したと言わざるを得ない。</p> <p>また、根拠データとしては、全体母数やその母数に対する事など合わせて示すべきである。例えば、傾向として全体事業者数が減っているが、その減っている事業者のほとんどが部分供給を活用していた事業者であれば、部分供給から全量供給へ移行したことで件数が減ったのではなく、単に事業数減などの理由で減ったに過ぎない。根拠データとしての重要なポイントの1つは、これまで部分供給を行っていた事業者（自己託送事業者含む）がJEPXとの市場取引無から有へ移行したかどうかである。</p> <p>以上の観点から根拠データをあらためて精査した上で、電力ガス基本政策小委員会などの場で再議案を実施してもらいたい。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給に関し、御指針のデータのみならず、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることや、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも等も勘案し、第72回電力・ガス基本政策小委員会において、早急に対処が必要である旨に同委員会として御質問いただいたことを踏まえて行うものです。</p> <p>その上で、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p>
80	<p>通告型部分供給制度の廃止に反対する。</p> <p>通告型部分供給制度の廃止は、再生可能エネルギー(再生電力)の普及を阻害し、ひいては日本国の脱炭素化進展に著しく制約を掛けることになる。これは下記①②③の理由による。</p> <p>①再生電力を調達し需要家に供給する事業者は、再生電力が変動電源であることから、一般には通告型部分供給で需要家に供給している。これまでは自己託送による供給が主だったが、要件厳格化により今後は小売電気事業者がフィジカルPPAによる供給となる。通告型部分供給が廃止されると全量供給が必須となるため、該小売電気事業者としては、フィジカルPPAでの供給を実施するには、不足する電力分を調達することが必須となる。</p> <p>②不足する電力の調達手段としては、発電事業者との相対契約もありうるがそれが不調の場合には、JEPX電力取引市場(スポット市場又は時間前市場)からの調達が必要になる。しかしながら該電力取引市場の現状は、大手発電事業者と大手小売電力事業者による大規模な売入れ買い・買入れが市場価格決定に大きな影響力を及ぼしている。それら売入れの多くは燃料調達費用に基づき限界費用をベースに入札価格を決定しているため、燃料市場の騰落が電力市場価格に転嫁されているのが実態である。なお、限界費用の算定根拠が非公開のため、燃料調達費用が限界費用に適正に反映されているのにも疑問がある。</p> <p>③上記①及び②により、再生電力を供給する小売電気事業者(フィジカルPPAで供給する小売電気事業者)は、全量供給のための市場調達により、本来負担する必要のない燃料調達費用を実質負担せざるを得ないことになる。この負担分は需要家の電力販売価格(フィジカルPPA価格)に転嫁することとなり、再生電力の市場競争力の喪失、需要家の再生電力導入意欲の低下を招く。再生電力を供給する小売電気事業者の事業収益性も阻害され、ひいては再生エネルギー普及に強い抑制力が働くことが懸念される。</p> <p>上記を鑑みると、再生電力の普及促進を継続させるためには、再生電力の供給に限り通告型部分供給を認めることが必要と考える。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
80	<p>通告型部分供給は、実態として再生エネルギーのオフサイトPPAにおいても利用が始まっており、需要家のニーズをしっかりと把握したうえで、条件付きで持続させるか、あるいは、それに代わる制度の整備を直ちに行うべき。例えば、発電EGにおける再生エネルギーの発電計画（恣意的でないもの）と同量のみを新電力が通告型供給し、のみ小売が残り負荷追従供給する制度は一案として考えられるのではないか。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再生エネルギーを活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>

81	<p>新旧対照表「2・部分供給のバターン」における見直しについて意見させていただきます。 わたくしとしては、適量型部分供給で電力の供給量が増えた分に対して、非化石と再エネに対しての取り組みが行いやすい環境にあったと思ひ、わたくしのような顧客にとってはとてありがたいメニューと感じておりました。</p> <p>電力の自由化、元々の指針に適量型部分供給について記載があり今更、この供給形態を廃止する、というお考えは消費者にとって非常に残念でなりません。新電力に対して、何を思うも自由ですが、もっと顧客目線にたって考えていただきたいと強く願います。</p> <p>市場連動プランが多くなってきている今、安定した電気料金で安定的に使用したい、と思ひ、今回の廃止案をどうか見直ししていただきたいです。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p> <p>また、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、を踏まえれば、部分供給は「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
82	<p>適量型部分供給により電力供給を受けている事業所の者です。</p> <p>制度改正理由が、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられたため、とありましたが、それならば、制度趣旨にそぐわない活用を禁止するための運用指針を作成をしたり、しっかり指導をする等の対応だけで良いのでは無いでしょうか。</p> <p>実際に供給を受けている側の意見では、この制度の活用で少しでも安価な電力を供給を受けているわけであり、なぜ今まで運用してきた制度まで廃止する見直しが必要なのでしょうか。この制度により少しでも安価な供給により経営を支えて頂いていた受電側企業の事を考えて頂けないでしょうか。</p> <p>制度趣旨にそぐわない活用について注意喚起、もしくはしっかりとした運用指針を設定しなくなった制度設計側に責任があるのでは無いでしょうか。</p> <p>適量型部分供給、部分供給そのもの見直し実施については、いまだ一度再検討をお願いしたいと思っております。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p> <p>また、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、を踏まえれば、部分供給は「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
83	<p>・今回の「適量型部分供給」の廃止に関して、「ゲーミング抑制を目的とした措置」という観点からの廃止については、その観点からは賛同します</p> <p>・他方、「離島における脱炭素推進」の観点からは、今回の廃止措置は、脱炭素推進の主軸の一つであるオフサイトPPAの実施に今後大きな支障となる、と考えています。「離島における脱炭素推進」は2050年カーボンニュートラルという国の目標達成の一端を担うものです。離島においてはその実現の有力手段であるオフサイトPPAの成立に現在の「適量型部分供給」に基づいた方式の適用が必須と考えられており、離島における「適量型部分供給」に基づく方式の適用可能性を残すよう、何らかの例外的措置等をお願いします。</p> <p>①(本土と電力連系がない)離島においては、卸電力取引市場は使えず、再生エネルギー電力の変動を吸収する安定電源の調達も殆んどないことから、残余需要を自ら補填することは困難です。離島におけるオフサイトPPA実現には「適量型部分供給」の考え方に基づく付加型型型の補填が必要となります。なお、離島のオフサイト実現は、前提としてNWの業務を定める離島約款の改定が必要と考えています。</p> <p>② 現在、2050年カーボンニュートラルを宣言している離島は、20以上の自治体に及んでいます。離島の場合は、旧一電のネットワーク会社(NE)が発電、小売の役割も担っており、多くの場合ディーゼルエンジンを主力電源として使用し需給調整を行っています。その結果、本土に比し高コスト、高いCO2排出係数となっています。こうした離島の特殊条件においては、脱炭素の推進はCO2の排出削減とともにNW側の電源コスト等の負担を軽減することができます。付言すれば、自治体側とNW側が早期に一体となって推進することにより、一層効率的に脱炭素推進と安定供給の両立が図れると考えています。</p>	<p>第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
84	<p>本パブリックコメントの対象ではありませんが、先日の電ガ小委で、現行の非対称規制としての部分供給に代わり、新たに複数の小売電気事業者から電気の供給を受けられる仕組み（以下、複数者供給）の創設を検討する方針が示されたことは、時機を得たものであり事業者として歓迎いたします。</p> <p>今後、具体的な制度設計が検討されるものと察察しますが、その際には、詳細なルールメイクのほか、小売電気事業者、一般送配電事業者の標準的な業務、役割等を定めた業務指針を策定いただくなど、複数者供給を実施するにあたっての実務を円滑に進めることができるような措置も合わせて検討いただくことを要望いたします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
85	<p>意見(1) 需要が不足する日中の時間帯に限り、適量型の部分供給を認めるといった、ピークシフトに資する市場調達のつながる運用を残すべきではないか。</p> <p>意見(2) スポット市場での調達を悪用する事業者が負荷追従を行って旧一電に大きな負担を与えるのであれば、適量時間をスポット市場締切の前日にするといった変更で足りるのではないか。</p> <p>意見(3) 制度変更が急すぎる。少なくとも単年度の予告が必要であり、適量型の廃止を5年後としてはどうか。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p> <p>また、第72回電力・ガス基本政策小委員会においては、本指針の改正について、具体的なスケジュールをお示ししたうえで御議論いただき、制度趣旨にそぐわない活用がなされている事柄について早急に対処が必要である旨は、同委員会として御質問いただいたものと認識しております。</p>
86	<p>新電力については、部分供給指針に則り、需要家の要望を最大限踏まえて、適量型部分供給を実施している。その形態は単純な供給形態から発展し、蓄電池のESP契約や太陽光PPAと組み合わせた複数年契約を履行しているケースが近年増えている。当該設備は小売事業者である新電力事業者が自己投資、借入による投資、リース契約によるリースを行っており、小売事業者が債務を担っている。その代わりに長期契約を履行している。今回、改正案では既存契約は当面の間は現行適量型が維持できるとなっているが、もし既存まで改正されてしまうと設備投資債務だけ残ってしまうこととなり、事業撤退については会社存続の危機となると想定されている。ゲーミング防止を理由とした適量時間等変更は改正案通りを進めることで異論はございませんが、既存の本適量型の維持については過度な事業負担の回避の観点から、新電力の契約期間は認められるよう考慮頂くことを切望します。尚、需要家から不安の声も届いており、監督官庁であるエネ庁様が創設された部分供給指針でもあり、需要家・小売事業者の激変緩和として既存については考慮をお願いしたいと考えております。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる適量型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。</p> <p>第72回電力・ガス基本政策小委員会において上記の方針が示されて以降、改正後の指針の施行までには約3ヶ月の期間があり、一定の経過措置期間が設けられております。</p>
87	<p>自社グループが保有する、現在はFIT制度で発電している太陽光発電由来の電力を、FIP制度に替えてグループ内の使用電力に充てる事を検討しています。</p> <p>この為の小売事業者（新電力）に適量型部分供給を活用した運用を依頼する事を考えていました。</p> <p>ところが本年6月15日以降申し込みが出来なくなり、かつ、6月15日まで申し込みを完了した場合でも、部分供給制度の存続が当面の間と不透明な制度改定になっており、当惑しております。</p> <p>FIPによる再エネの有効活用を推進しようとする一方で、その具体的手法の一つに成り得る適量型部分供給制度を廃止するのは理解しがたいです。</p> <p>卸市場の相場を投機的に悪用するの防ぐのは、適量切を約定前のタイミングに早くする事で十分だと考えます。</p> <p>部分供給に関する指針の改正は一旦白紙に戻し議論し直すことを要望します。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる適量型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
88	<p>今般、示された「指針の見直し」を改め、審議し直して頂きたく願います。</p> <p>電力のシステム改革の基本方針において「市場における十分な競争状態を実現するため、特にベース電源や夜間に活用できる電源が不足している云々…」とありますが、十分な競争状態が実現できているとは全く思えないからです。</p> <p>掛かる状況下、突然に適量型部分供給のスキームを廃止することを決めることは、当方の電力事業の維持が難しくなるという危機感を抱くだけでなく、そもそも電力の自由化を道半ばでとん挫させる事に繋がるのではないかと考える次第です。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる適量型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置によって、自由化進展の妨げとなるとの御指摘には当たりませぬ。</p> <p>なお、部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であることを、を踏まえれば、「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えられます。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
89	<p>2024年6月15日まで新規申込受付停止とした「部分供給に関する指針」の案には反対致します。</p> <p>理由と致しましては、私の以前の会社でも部分供給を利用して頂いておりましたが、いまだに自由化されたとはいえ、設備やリソースが強い旧一般電気事業者が新電力業者よりも優位な状況に感じています。新規申込停止ではなく、逆に部分供給の制度を広く需要家に知っていただき、利用する環境整備をすることで市場活性化すると共に需要家にもメリットがあると考えますので、ご検討の程、宜しくお願ひ致しく宜しくお願ひ致します。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる 適量型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととするものであり、今回の措置によって小売電気市場の寡占化が進むとは考えておりませぬ。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
90	<p>■パブリックコメント案に反対。</p> <p>2024年3月29日 基本政策小委員会の審議会で扱われ、2024年6月15日までの新規申込受付停止とした「部分供給に関する指針」のパブリックコメント案に反対。需要家含め事業者の声を広く聞くべきで短期間で結論ありきとして進めるべき議論ではない。</p> <p>「72回基本政策小委員会 部分供給の見直しについて」5ページに部分供給のシェア減少が記載されているが、このことが制度の必要性を示しているものではないと考える。</p> <p>「令和2年9月8日 電力・ガス取引監視等委員会 第50回制度設計専門会合 事務局提出資料7 自主的取引・競争状態のモニタリング報告(令和2年4月～令和2年6月期)」を最後にモニタリング結果が公開されていない。本制度に対するモニタリングが当面行われていなかったとも捉えられ、需要家が本制度の存在、活用事例を知る機会がなかった、対応する新電力がみつけれなかった事情があったと考えられる。</p> <p>「72回 基本政策小委員会 部分供給の見直しについて」10ページに参考資料でJEPXの取引量のシェアグラフが記載されているが、2023年10月に休止となったクロスビディングの取引が含まれた内容で市場の厚みが十分行われた、部分供給が役目を果たしたとは言えないと考える。</p> <p>10年以上前の制度創設当時と事業環境・制度変更により需要家ニーズがどのように変わっているのか需要家の声をききま。今日の意味ではカーボンニュートラルに向け変動再エネの活用ニーズが上昇していることもあり、制度本来の安価・安定供給だけが目的ではなくており、潜在的ニーズは非常に高いと考える。</p> <p>適量型部分供給での供給量に応じて環境価値のある電力を需要家が得る仕組みもある。</p> <p>また、今後新設する工場の電力を適量型部分供給で計画されるケースもあり、実質2か月半での議論とせずに需要家ニーズを確認すべき。</p> <p>■DXの活用</p> <p>今回の部分供給の見直しに関する議論は制度趣旨に反する事例をきっかけとなっているが、本来的に事務コストの増大が理由としてなど、一般電気事業者及び送配電事業側に制度に対する反対意見は潜在的にあったと思料。</p> <p>そのことは、「平成27年1月22日 経済産業省 第12回制度設計ワーキンググループ 事務局提出資料6-5 常時バックアップの見直し・部分供給について」16、17、19、20、21ページに記載されている部分供給範囲を高圧/特高のみに限定し低圧分野は対象としなかった議論からも読み取れる。</p> <p>また、最近でも高圧/特高分野においても一般電気事業者及び送配電事業側との部分供給協議が整わないために部分供給の供給形態が整えられない新電力の声を聞くことが多い。事務コストの増大は主にスイッチング手続きや電力仕分けに伴う料金調停、契約書・協定書の作成があげられているが、このことはDX活用により対応出来るものと考えられる。</p> <p>特に今回議論の対象となっている適量型部分供給については下記の状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スイッチング手続きはシステム対応では対応出来ず紙ベースでの送配電事業者への申請、捺印を伴う申請原紙の提出を必要としている</li> <li>・送配電事業者において電力仕分けがシステム対応できず人的リソースに依拠したハンド対応となっていることから料金調停に全量供給よりも時間を要する。</li> </ul> <p>※一部の送配電事業者はシステム化により対応</p> <p>「72回基本政策小委員会 部分供給の見直しを踏まえた対応について」の中で議論された部分供給の代替制度となる「複数契約」においても同様の課題が想定されるインバランス算定が複雑になることを理由に課題として浮上ることが見られ、DX活用による効率的な対応を講じて頂き、需要家の部分供給・複数契約へのニーズに対応できるように送配電事業者だけでなく資源エネルギー庁として効率的な対応がとれるよう対策を講じて頂きたい。</p> <p>GX2040ビジョンにおいてエネルギーは産業政策上の競争力を左右するとしてDXを進展させ電力需要のタイミングを正確に把握し予見性を確保することが重要との記載もあり、変動再エネ普及時の対応策としてシステムの対応を強くすることが重要と考える。</p> <p>■既存ケースへの対応</p> <p>既に適量型部分供給を採用している需要家において、適量時間の見直し実施が行われている前提に電気需給契約の更新タイミングでの適量型部分供給の選択肢がとれることを明確にして頂きたい。</p> <p>理由として部分供給についての指針が改正された後、一般電気事業者が応諾されるかの懸念があるため。</p> <p>部分供給の指針改正前に適量型部分供給を採用された需要家において、企業としての長期計画に織り込まれているケース、蓄電池や太陽光等のPPA契約を包含した長期の電気需給契約を締結しているケースもある。これらへの事例に対するケースが瓦解することがないよう需要家⇄新電力間の契約期間間までは少なくとも一般電気事業者側での応諾がなされるようにご配慮願う。</p>	<p>今回の指針の改正は、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる 適量型の部分供給に関し、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、新たな受け付けを行わないこととしたものです。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追従供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p> <p>なお、DXの活用については、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>

91	<p>電力卸売市場において、電力量という面では十分に整備が整っているが、一方、価格面ではまだまだ不安定であり、十分な競争状態が実現されたとは思わない。地域電力（特に関西エリア、九州エリア）の標準メニューに対抗できる新電力会社は限りなく少ない。新電力は創意工夫を重ね市場運動プランを作成したりするものの、卸売市場の価格面が不安定なため、地域電力の標準メニュー対比の割引提案は少なく十分な競争が行われていない。</p> <p>部分供給や通告部分供給は創意工夫を重ねた新電力が活用しており、一方的に制度の廃止を含めた議論を進めることに違和感を感じる。卸売市場の価格高騰時、電力会社の値上げ、受付停止、撤退など需要家に不利益を与え、今回の部分供給廃止も需要家にとって不利益を与える可能性がある。需要家の中には新電力に不安を持っている会社もあり、新電力単体と契約するのに躊躇するが、地域電力と新電力の2社からの購入（＝部分供給）であれば安心できるという需要家の意見もある。</p> <p>そのような点から、部分供給や通告部分供給は継続すべきだと考える。</p>	<p>部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけ、措置されたものであり、特定の需要家等に対する負担の軽減等を目的としたものではありません。</p> <p>また、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、部分供給は「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」として役割を果たしたと考えられます。</p> <p>その上で、第74回電力・ガス基本政策小委員会において議論された通り、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、実態として部分供給を活用している事例、需要家のニーズがあることや市場環境が変化することで負荷追随供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「当面の対策」として措置されてきた部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱いについて今後検討を行うこととしております。</p>
----	---	---